

昭和二十五年通商産業省令第八十八号

火薬類取締法施行規則
火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基き、および同法を実施するため、火薬類取締法施行規則を次のように制定する。

目次

第一章 総則（第一条～第一条の七）	火薬類取締法施行規則
第二章 製造（第二条～第九条）	火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基き、および同法を実施するため、火薬類取締法施行規則を次のように制定する。
第三章 販売（第十一条～第十二条）	火薬類取締法施行規則
第四章 貯蔵（第十三条～第三十四条）	火薬類取締法施行規則
第五章 譲渡及び譲受（第三十五条～第四十条）	火薬類取締法施行規則
第六章 完成検査及び保安検査（第四十一条～第四十四条）	火薬類取締法施行規則
第一節 完成検査（第四十一条～第四十四条）	火薬類取締法施行規則
第二節 保安検査（第四十四条の二～第四十四条の五）	火薬類取締法施行規則
第六章の二 完成検査及び保安検査に係る認定等（第四十五条～第四十七条）	火薬類取締法施行規則
第一節 完成検査に係る認定（第四十五条の六～第四十五条の七）	火薬類取締法施行規則
第二節 保安検査に係る認定（第四十五条の八～第四十五条の九）	火薬類取締法施行規則
第三節 認定の更新等（第四十五条の十一～第四十五条の十四）	火薬類取締法施行規則
第七章 輸入（第四十五条～第四十七条）	火薬類取締法施行規則
第八章 消費（第四十八条～第五十六条）	火薬類取締法施行規則
第九章 安定度試験（第五十七条～第六十四条）	火薬類取締法施行規則
第十章 腐敗（第六十五条～第六十七条）	火薬類取締法施行規則
第十一章 保安責任者及び副保安責任者（第六十八条～第七十条）	火薬類取締法施行規則
第十二章 保安責任者試験及び免状（第七十一条～第八十二条）	火薬類取締法施行規則
第十三章 指定試験機関等（第八十三条～第八十六条）	火薬類取締法施行規則
第一節 指定試験機関（第八十三条～第八十六条）	火薬類取締法施行規則
第二節 指定完成検査機関（第八十三条～第八十六条）	火薬類取締法施行規則
第三節 指定保安検査機関（第八十三条～第八十六条）	火薬類取締法施行規則
第五) 一の十四～第八十三条の十一の二十	火薬類取締法施行規則

第四節 帳簿等（第八十一条の十二～第八十一条の十三）

第一条 雜則（第八十一条の十四～第九十二条）

附則

第一章 総則

（用語の定義）

第一条 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 定置式製造設備 火薬類を製造するための設備であつて、移動式製造設備以外のもの

二 移動式製造設備 火薬類（硝酸アンモニウムを主とする爆薬であつて安定度が高いものとして経済産業大臣が定めるもの（以下「特定硝酸アンモニウム系爆薬」という。）に限る。）を製造（製造試験を除く。）するための設備であつて、地盤面に對して移動すること

三 工室 製造所内で火薬類の製造作業を行うために設けられた建築物（鋼製チャンバに該当するものを除く。）

四 鋼製チャンバ 製造所内又は製造所外で不発弾等（陸上において発見された不発弾その他の火薬類をいう。以下同じ。）の解撤作業又は廃棄作業を行うために設けられた建築物

五 危険工室 工室であつて、爆発又は発火の危険があるもの

六 不発弾等解撤工室 不発弾等の解撤作業を行つたために設けられた危険工室及び鋼製チャンバ

七 移動式製造設備用工室 工室であつて、移動式製造設備用工室

八 火薬類一時置場 製造の工程において火薬類を一時的に保管する場所

九 不発弾等一時置場 火薬類一時置場であつて、不発弾等の解撤の工程において火薬類を一時的に保管する場所

十 停滞量 同時に存置することができる火薬類の最大数量

十一 第一種保安物件 国宝建造物、市街地の家屋、学校、保育所、病院、劇場、競技場、社寺及び教会

十二 第二種保安物件 村落の家屋及び公園

十三 第三种保安物件 家屋（第一種保安物件又は第二種保安物件に属するものを除く。）

鉄道、軌道、汽船の常航路又はけい留所、石油タンク、ガスタンク、発電所、蓄電所、変電所及び工場

十五 保安物件 第一種保安物件、第二種保安物件、第三種保安物件及び第四種保安物件

十六 定員 同時に立ち入ることのできる従業者の最大員数

十七 可塑性爆薬 テトラメチレンテトラニトロアミン、ペンタエリスリットテトラナイトレート、トリメチレンントリニトロアミンその他の爆薬（摄氏二十五度で蒸気圧が〇・〇〇一～〇・〇二四グラム以下のもの）

十八 電線、火薬類取扱所及び火氣の取扱所

十九 過塩素酸塩 テトラメチレンテトラニトロアミン、ペンタエリスリットテトラナイトレート、トリメチレンントリニトロアミンその他の爆薬（摄氏二十五度で蒸気圧が〇・〇〇一～〇・〇二四グラム以下のもの）

二十 自動車用シートベルト引張り固定器

二十一 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

二十二 ガス開放せん孔器

二十三 自動車用エアバッグガス発生器

二十四 压電線、火薬類取扱所及び火氣の取扱所

二十五 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

二十六 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

二十七 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

二十八 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

二十九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

三十 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

三十一 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

三十二 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

三十三 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

三十四 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

三十五 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

三十六 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

三十七 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

三十八 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

三十九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

四十 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

四十一 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

四十二 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

四十三 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

四十四 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

四十五 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

四十六 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

四十七 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

四十八 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

四十九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

五十 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

五十一 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

五十二 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

五十三 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

五十四 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

五十五 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

五十六 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

五十七 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

五十八 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

五十九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

六十 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

六十一 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

六十二 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

六十三 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

六十四 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

三 経済産業大臣が告示で定める用途に用いる分岐管取付器（構造等が経済産業大臣が告示で定める技術上の基準に適合するものに限りある。）であつて、火薬〇・八四グラム以下、火薬〇・〇二四グラム以下のもの

四 ガス開放せん孔器

五 自動車用シートベルト引張り固定器

六 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

七 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

八 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

十 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

十一 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

十二 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

十三 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

十四 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

十五 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

十六 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

十七 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

十八 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

十九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

二十 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

二十一 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

二十二 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

二十三 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

二十四 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

二十五 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

二十六 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

二十七 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

二十八 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業大臣が指定するもの

(2) サキソンその他の筒又は板に輪形の
より物をはり付けたものであつて、火薬
を装着したものであつて、火薬四グラム
(爆発音を出すものにあつては、火薬
三・九グラム)以下、爆薬(爆発音を出
すためのものに限る。)○・一グラム以
下のもの

(3) ヨーヨーその他の円盤又は板に輪形の
より物をはり付けたものであつて、火薬
一グラム(爆発音を出すものにあつて
は、火薬〇・九グラム)以下、爆薬(爆
発音を出すためのものに限る。)○・一
グラム以下のもの
走行することを主とするもの

(1) 金魚その他の水上を走行する筒物であ
つて、火薬二グラム以下のもの

(2) 小笛その他の笛音を出す筒物であつ
て、火薬〇・五グラム以下、爆薬(笛音
を出すためのものに限る。)一・五グラ
ム以下のもの

(3) ケーブルカーその他の糸を通す筒等を
装着した筒物であつて、火薬一・五グラ
ム以下のもの

(4) 花車その他の紡錘形又は輪形のより物
であつて、火薬一グラム(爆発音を出
するものにあつては、火薬〇・九グラム)以
下、爆薬(爆発音を出すためのものに限
る。)○・一グラム以下のもの

(5) 爆龍その他の火薬を紙で包んで折りた
たんだものであつて、火薬一グラム以下
のもの
飛しようすることを主とするもの

(1) 笛口ケツトその他の笛音を出す尾つき
の筒物であつて、火薬〇・五グラム以
下、爆薬(笛音を出すためのものに限
る。)一グラム以下のもの

(2) 流星その他の尾付きの筒物であつて、
火薬二グラム(爆発音を出すものにあつ
ては、火薬一・九グラム)以下、爆薬
(爆発音を出すためのものに限る。)○・
三グラム(硫化ひ素を含むものにあつて
は、爆薬〇・一グラム)以下のもの

(3) 人工衛星その他の板に筒物を装着し、
回転上昇するものであつて、火薬一・五
グラム以下のもの

(1) 打ち揚げることを主とするもの
乱玉その他の星を打ち揚げる筒物であつて、単発式のもののうち、火薬十グラム以下のもの又は筒の内径が一センチメートル以下の連発式のもののうち、火薬十五グラム以下のもの

(2) パラシュートその他の内筒に入れた放出品を打ち揚げる筒物であつて、火薬十グラム以下のもの
爆発音を出すことを主とするもの
スモーケクラッカーであつて、火薬一グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）及びファイヤークラッカー（他の点火によつて爆発音を出す筒物（スモーケクラッckerを除く。）であつて、その筒の外径が四ミリメートル以下のもののうち、火薬一グラム以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇五グラム以下のもの（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）

(3) クラッカーボールであつて、直径一センチメートル以下、重量一グラム以下のもののうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇八グラム以下のもの
クリスマスクラッカー（他の摩擦によつて爆発音を出す小形の筒物を内部に装着し、その爆発により軽量の紙テープ等を放出するものであつて、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇五グラム以下のもの

(4) 平玉であつて、その一粒が直径四・五ミリメートル以下、高さ一ミリメートル以下のものの及び巻玉であつて、その一粒が直径三・五ミリメートル以下、高さ〇・七ミリメートル以下のもののうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・〇四グラム以下のもの
爆竹（点火によつて爆発音を出す筒物であつて筒の外径が四ミリメートル以下

ト 煙幕を出すことの主とするもの

ト 煙幕その他の筒物又は球物であつて、火薬十五グラム以下のもの

チ その他

二 削除

三 始発筒であつて、火薬十五グラム以下のもの

四 火災警報用又は盜難防止用として用いられる煙火であつて、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下のもの

五 気密試験用として用いられる発煙火工品であつて、火薬十五グラム以下のもの

六 経済産業大臣が告示で定める緊急保安炎筒であつて、火薬百五十グラム以下のもの

七 経済産業大臣が告示で定める模型ロケット用いられる噴射推進器（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）であつて、火薬二十グラム以下のもの

八 前号に定める模型ロケットに用いられる点火具であつて、火薬〇・一グラム以下のもののうち、経済産業大臣が告示で定めるもの

九 経済産業大臣が告示で定める内容物溢用防止装置付きかばんに用いられる発煙火工品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）であつて、爆薬百二十五グラム以下のもの

（火薬及び火工品の換算）

第一条の六 火薬及び火工品（煙火及びその原料用火薬、導火線、電気導火線並びに導火管を除く。）については、次の表の数量をそれぞれ爆薬一トンに換算して第三条第一号（信号管及び信号火せんの場合を除く。）第四条第一項第四号の表（い）（火薬類一時置場に存置する無煙火薬（ロケットの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬（経済産業大臣が定めるところにより破壊的爆発の危険が少ないと認めたものを除く。以下同じ。）を除く。）の場合を除く。）及び同条第二項第一号の表、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号、第三十一条第四号及び第五号、第六十七条

（消費者の項を除く。）	火薬及び火工品	爆薬一トンに換算され る数量
火薬	火薬	二トン
実包又は空包	実包	二百万個
信管又は火管	信管	五万個
銃用雷管	銃用雷管	一千万個
工業雷管又は電気雷 管	工业雷管	百万個
信号雷管	信号雷管	二十五万個
導爆線	導爆線	五十キロメートル
コンクリート破碎器	コンクリート破碎器	十万個
導水管付き雷管	導水管付き雷管	二十五万個
制御発破用コード	制御発破用コード	十キロメートル
その他の火工品	その他の火工品	その原料をなす火薬一 トン又は爆薬一トン

(特定硝安油剤爆薬等の特例)

第一条の七 硝安油剤爆薬又は含水爆薬であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの(以下「特定硝安油剤爆薬等」という。)及びこれを使用した火工品については、第二十三条第一項から第三項まで(三級火薬庫の場合を除く。)及びこれを使用した火工品について、第三十一条第四号及び第五号並びに第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十二条第四号及び第五号の適用において、当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安油剤爆薬等(火工品にあつては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等)一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。

(製造営業の許可申請)

第二条 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長(火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号)以下「令」という。)第十六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事(当該製造所が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長)。

二 二、(一) 国際的又は全国的な規模で開催される運動競技会(当該運動競技会に先行して試行的に行われる競技会を含む。)であつて、次に掲げるものにおける運動競技の審判に従事する者が、射的練習の用に供するため製造する場合には、一日につき実包二百個以下は、一日につき実包又は空包二百個以下又は爆薬換算二百グラム以下

区分	類種の件物安保		キログラム			
	位单					
(一)						
(二)						
は工の 一火室危 時薬又	は爆 薬又					
安保種	第一	件物安保種四第	件物安保種三第	件物安保種二第	件物安保種一第	
0 106	上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	
0 505	8 3	0 3 1	0 5 2	0 8 3	0 1 5	0 0 0
0 005	6 3	0 2 1	0 4 2	0 6 3	0 9 4	0 0 0
0 504	5 3	0 2 1	0 3 2	0 5 3	0 6 4	0 0 0
0 004	3 3	0 1 1	0 2 2	0 3 3	0 3 4	0 0 0
0 503	0 3	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 4	0 0 0
0 003	7 2	0 0 0	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 0

二 二、(二) 鳥獣の捕獲若しくは駆除又は射的練習の用に供するため販売業者が製造する場合には、一日につき四百グラム以上は、一日につき実包又は空包二百個以下又は爆薬換算二百グラム以下

三 二、(三) 法第十七条第一項第三号に規定する者が鳥獣の捕獲又は駆除の用に供するため製造する場合には、一日につき実包二百個以下は、一日につき実包又は空包二百個以下

(一)	類種の件物安保		キログラム			
	位单					
は工の 一火室危 時薬又						
安保種	第一	件物安保種四第	件物安保種三第	件物安保種二第	件物安保種一第	
0 106	上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	
0 505	8 3	0 3 1	0 5 2	0 8 3	0 1 5	0 0 0
0 005	6 3	0 2 1	0 4 2	0 6 3	0 9 4	0 0 0
0 504	5 3	0 2 1	0 3 2	0 5 3	0 6 4	0 0 0
0 004	3 3	0 1 1	0 2 2	0 3 3	0 3 4	0 0 0
0 503	0 3	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 4	0 0 0
0 003	7 2	0 0 0	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 0

四 二、(四) 危険工室(不発弾等解撤工室に該当するも

のを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。)、火薬類一時置場(不發弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。)、日乾場、仕掛け準備場、星打ち場、星掛け場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場(以下「危険工室等」という。)は、製造所外の保安物件に対して、信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては次の表(一)の、信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るものにあつては同表(一)の保安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離)をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滯量を超えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、ニトロ基を三以上含むニトロ化合物又はベンタエリスリットテトラナイトトレートの硝化工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対する百メートル、第三種保安物件又は第四種保安物件に対しては五十メートル、導火線若しくは電気導火線又は第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、十メートルとする。

(一)	類種の件物安保		キログラム			
	位单					
は工の 一火室危 時薬又						
安保種	第一	件物安保種四第	件物安保種三第	件物安保種二第	件物安保種一第	
0 106	上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	
0 505	8 3	0 3 1	0 5 2	0 8 3	0 1 5	0 0 0
0 005	6 3	0 2 1	0 4 2	0 6 3	0 9 4	0 0 0
0 504	5 3	0 2 1	0 3 2	0 5 3	0 6 4	0 0 0
0 004	3 3	0 1 1	0 2 2	0 3 3	0 3 4	0 0 0
0 503	0 3	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 4	0 0 0
0 003	7 2	0 0 0	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 0

五 二、(五) 鳥獣の駆逐の用に供するため当該練習者が射的練習の用に供するために当該練習者が鳥獣の駆逐の用に供するため製造する場合は、一日につき実包百個以下は、一日につき実包又は空包百個以下

六 二、(六) 動物の駆逐の用に供するため当該練習者が鳥獣の駆逐の用に供するため製造する場合は、一日につき実包百個以下は、一日につき実包又は空包百個以下

(一)	類種の件物安保		キログラム			
	位单					
は工の 一火室危 時薬又						
安保種	第一	件物安保種四第	件物安保種三第	件物安保種二第	件物安保種一第	
0 106	上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	
0 505	8 3	0 3 1	0 5 2	0 8 3	0 1 5	0 0 0
0 005	6 3	0 2 1	0 4 2	0 6 3	0 9 4	0 0 0
0 504	5 3	0 2 1	0 3 2	0 5 3	0 6 4	0 0 0
0 004	3 3	0 1 1	0 2 2	0 3 3	0 3 4	0 0 0
0 503	0 3	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 4	0 0 0
0 003	7 2	0 0 0	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 0

七 二、(七) 動物の駆逐の用に供するため当該練習者が鳥獣の駆逐の用に供するため製造する場合は、一日につき実包百個以下は、一日につき実包又は空包百個以下

八 二、(八) 動物の駆逐の用に供するため当該練習者が鳥獣の駆逐の用に供するため製造する場合は、一日につき実包百個以下は、一日につき実包又は空包百個以下

(一)	類種の件物安保		キログラム			
	位单					
は工の 一火室危 時薬又						
安保種	第一	件物安保種四第	件物安保種三第	件物安保種二第	件物安保種一第	
0 106	上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	
0 505	8 3	0 3 1	0 5 2	0 8 3	0 1 5	0 0 0
0 005	6 3	0 2 1	0 4 2	0 6 3	0 9 4	0 0 0
0 504	5 3	0 2 1	0 3 2	0 5 3	0 6 4	0 0 0
0 004	3 3	0 1 1	0 2 2	0 3 3	0 3 4	0 0 0
0 503	0 3	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 4	0 0 0
0 003	7 2	0 0 0	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 0

九 二、(九) 動物の駆逐の用に供するため当該練習者が鳥獣の駆逐の用に供するため製造する場合は、一日につき実包百個以下は、一日につき実包又は空包百個以下

十 二、(十) 動物の駆逐の用に供するため当該練習者が鳥獣の駆逐の用に供するため製造する場合は、一日につき実包百個以下は、一日につき実包又は空包百個以下

(一)	類種の件物安保		キログラム			
	位单					
は工の 一火室危 時薬又						
安保種	第一	件物安保種四第	件物安保種三第	件物安保種二第	件物安保種一第	
0 106	上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	
0 505	8 3	0 3 1	0 5 2	0 8 3	0 1 5	0 0 0
0 005	6 3	0 2 1	0 4 2	0 6 3	0 9 4	0 0 0
0 504	5 3	0 2 1	0 3 2	0 5 3	0 6 4	0 0 0
0 004	3 3	0 1 1	0 2 2	0 3 3	0 3 4	0 0 0
0 503	0 3	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 4	0 0 0
0 003	7 2	0 0 0	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 0

十一 二、(十一) 動物の駆逐の用に供するため当該練習者が鳥獣の駆逐の用に供するため製造する場合は、一日につき実包百個以下は、一日につき実包又は空包百個以下

十二 二、(十二) 動物の駆逐の用に供するため当該練習者が鳥獣の駆逐の用に供するため製造する場合は、一日につき実包百個以下は、一日につき実包又は空包百個以下

(一)	類種の件物安保		キログラム			
	位单					
は工の 一火室危 時薬又						
安保種	第一	件物安保種四第	件物安保種三第	件物安保種二第	件物安保種一第	
0 106	上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	
0 505	8 3	0 3 1	0 5 2	0 8 3	0 1 5	0 0 0
0 005	6 3	0 2 1	0 4 2	0 6 3	0 9 4	0 0 0
0 504	5 3	0 2 1	0 3 2	0 5 3	0 6 4	0 0 0
0 004	3 3	0 1 1	0 2 2	0 3 3	0 3 4	0 0 0
0 503	0 3	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 4	0 0 0
0 003	7 2	0 0 0	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 0

十三 二、(十三) 動物の駆逐の用に供するため当該練習者が鳥獣の駆逐の用に供するため製造する場合は、一日につき実包百個以下は、一日につき実包又は空包百個以下

十四 二、(十四) 動物の駆逐の用に供するため当該練習者が鳥獣の駆逐の用に供するため製造する場合は、一日につき実包百個以下は、一日につき実包又は空包百個以下

(一)	類種の件物安保		キログラム			
	位单					
は工の 一火室危 時薬又						
安保種	第一	件物安保種四第	件物安保種三第	件物安保種二第	件物安保種一第	
0 106	上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	ルトイメ上(以)	
0 505	8 3	0 3 1	0 5 2	0 8 3	0 1 5	0 0 0
0 005	6 3	0 2 1	0 4 2	0 6 3	0 9 4	0 0 0
0 504	5 3	0 2 1	0 3 2	0 5 3	0 6 4	0 0 0
0 004	3 3	0 1 1	0 2 2	0 3 3	0 3 4	0 0 0
0 503	0 3	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 4	0 0 0
0 003	7 2	0 0 0	0 0 1	0 0 2	0 0 3	0 0 0

十五 二、(十五) 動物の駆逐の用に供するため当該練習者が鳥獣の駆逐の用に供するため製造する場合は、一日につき実包百個以下は、一日につき実包又は空包百個以下

十六 二、(十六) 動物の駆逐の用に供するため当該練習者が鳥獣の駆逐の用に供するため製造する場合は、一日につき実包百個以下は、一日につき実包又は空包百個以下

(一)	類種の件物安保		キログラム
	位单		
は工の 一火室危 時薬又			
安保種	第一	件物安保種四第	件物安保種

(三)						
○を時薬及険薬げ欄(時薬又険弾は薬し薬弾火除置類び工のるに他置類は工の特包く簡薬薬く場一火室危火掲の場一火室危殊又は若の、			場一火○を煙特のれ用推ツ(火び)○を時薬及険げ欄(時薬除火定及るい進トロ無除置類び工のるに他置類のく薬無びもらにケ薬煙及く場一火室危掲の場			
件物安保種三第	件物安保種二第	件物安保種一第	件物安保種四第	件物安保種三第	件物安保種二第	件物
ルトイメ上以	ルトイメ上以	ルトイメ上以	ルトイメ上以	ルトイメ上以	ルトイメ上以	ルトイメ上以
0 4 1	0 1 2	0 9 2	5 9	0 9 1	0 9 2	
0 4 1	0 0 2	0 7 2	0 9	0 8 1	0 7 2	
0 3 1	0 9 1	0 6 2	5 8	0 7 1	0 6 2	
0 2 1	0 8 1	0 4 2	0 8	0 6 1	0 4 2	
0 1 1	0 7 1	0 3 2	5 7	0 5 1	0 3 2	
0 0 1	0 5 1	0 1 2	0 7	0 4 1	0 1 2	
0 9	0 4 1	0 8 1	0 6	0 2 1	0 8 1	
らは験燃室危ツ5は若険薬すを0ム3は若主酸、の主火と塩臭火とム化、の主化、の主火と鉛バ過火と鉛除5及び工予危火と塩酸過塩	工のる主酸ク1	主酸、の主火と塩臭火とム化、の主化、の主火と鉛バ過火と鉛除5及び工予危火と塩酸過塩	及和へ工のる主酸過塩	0 7 1		
の火れ又試び工の5ヶ8	室危火と鉛3口1	薬すを素0ムすをリ酸薬すを酸5室混室混室除薬すを素	混室混室除薬すを素	0 7 1		
0 8	件物安保種四第	件物安保種三第	件物安保種二第	件物安保種一第	件物安保種四第	
5 7	ルトイメ上以	ルトイメ上以	ルトイメ上以	ルトイメ上以	ルトイメ上以	
5 7	0 1 1	0 4	0 5 1	0 8	0 0 0	0 7 1
0 7	0 1 1	0 4	0 4 1	5 7	5 0	0 7
0 7	0 0 1	5 3	0 4 1	0 7	5 0	0 7
5 6	0 0 1	5 3	0 3 1	0 7	5 0	0 6
5 6	5 9	0 3	0 3 1	5 6	0 4	0 3 1
0 6	9	0 3	0 2 1	5 5	0 4	0 5 6
5 5	5 8	5 2	0 1 1	0 5	5 3	0 5 4
工のレナテリモドキ	物口む以基モ8	薬類は工の部硝薬硝であるが化干せを毒び15グモリグモリ	場工時	火室硝イトツリソ	又化ニ上をト	火室危爆安又安あ以セ
化トトラトモタ	は合ト含三モ7	時薬又険薬油は爆るモ3	物中、有塙塙及モ9	セロ5	モ2	モ2
件物安保種二第	件物安保種一第	件物安保種四第	件物安保種三第	件物安保種二第	件物安保種一第	5 8 0 4
ルトイメ上以	ルトイメ上以	ルトイメ上以	ルトイメ上以	ルトイメ上以	ルトイメ上以	5 7 5 3
0 0 1 5 3	0 0 1 0 5	5 5 2	5 0 7	0 4 0 3 1	5 2 0 6 0 9 1	0 8 0 5 2 0 7 5 3
0 0 1 5 3	0 0 1 0 5	0 2	0 0 7	0 4 0 2 1	0 2 0 6 0 8 1	0 4 0 8 0 4 2 0 6 5 3
0 0 1 5 3	0 0 1 0 5	0 2	5 5 7	0 4 0 2 1	0 2 0 6 0 7 1	5 3 5 7 0 3 2 5 5 5 3
0 0 1	0 0 1	0 2	5 5	0 4 0 1 1	5 5 0 6 1	5 7 0 2 2 5 3
0 0 1	0 0 1	0 2	0 5	5 3 0 0 1	0 5 0 5 1	0 7 0 0 2 0 3
(七) 0 0 1	0 0 1	0 2	5 4	5 3 0 9	0 5 0 4 1	0 7 0 8 1 0 3
(七) 0 0 1	0 0 1	0 2	0 4	5 3 0 8	0 5 0 2 1	5 6 0 6 1 0 3
管工信火業管管	0 5	0 5	5 1	0 4 0 3	置類揚は工内起火室危爆	0 2 1 0 6 0 5 1 5 2
電雷、	0 5	0 5	5 1	5 3 0 3	5 時薬又険薬	0 1 1 5 5 0 5 1 5 2
保種一第	件物安保種四第	件物安保種三第	件物安保種二第	件物安保種一第	件物安保種四第	件物安保種三第
1メ上以	1メ上以	1メ上以	1メ上以	1メ上以	1メ上以	1メ上以
0 5	0 5	0 1	0 3	0 2 5 6	0 3 0 0 1	0 4 0 3 1 0 3
0 5	0 5	0 1	0 3	0 2 5 6	0 3 5 9	0 4 0 3 1 0 3
0 5	0 5	0 1	0 3	0 2 0 6	0 3 0 9	0 4 0 2 1 0 3
0 5	0 5	0 3		0 6	0 9	0 5 0 2 1 0 5
0 5	0 5	0 3		5 5	5 8	0 5 0 1 1 0 5
0 5	0 5	5 2		5 5	0 8	0 5 0 1 1 0 5

- 十四 十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる部分は、さびにくい材料を使用するよう努めること。

十六 削除

十七 削除

十八 移動式製造設備の移動は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起すおそれがない構造の車両によることとし、製造のために車両の動力を使用する場合には、移動と製造が同時にできない構造とし、製造のために車両の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の爆発又は発火を起すおそれがないものであること。

十九 移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからホまでに定めることによること。

イ 摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ロ 振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ハ 腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。

二 特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造とすること。

ホ 振動、衝撃等により変形しない構造とすること。

二十一 削除

二十二 移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対し安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備と完全に隔離した電灯及び電気配線とする。

原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。

- 二十六 原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。

二十七 移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十八 移動式製造設備は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造中に異常が発生した場合に、直ちに製造を中止することができる構造とすること。

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は、摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。

三十 移動式製造設備に備え付けた収納又は装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備には、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学作用を起さない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。

三十三 廃棄焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 移動区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第二十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

二十四 削除

二十五 削除

二十六 移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

二十八 移動式製造設備は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造中に異常が発生した場合に、直ちに製造を中止することができる構造とすること。

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は、摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。

三十 移動式製造設備に備え付けた収納又は装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備には、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学作用を起さない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。

三十三 廃棄焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 移動区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第二十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

第五条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行なう製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれららの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号炎管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大量及び一月に製造する最大量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。

二 前号に掲げる火薬類以外の火薬類は、あらかじめ火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲を、火工品にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、当該構造及び組成に従い、かつ、当該最大数量以下で製造すること。

三 可塑性爆薬は、経済産業大臣が告示で定める物質を経済産業大臣が告示で定める量以上含むようにして製造すること。

四 危険区域内には、作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

五 危険区域内においては、特に静粛、かつ、丁寧な作業を行うこと。

六 工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

七 危険工室等には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

- 七 危険工室等には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合において、一時的に堆積するときは、この限りでない。

九 危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滯量及び同時に存置することができる火薬類の原料の最大量を定め、これを超えて火薬類又はその原料を存置しないこと。

十 火薬類の製造上特に温度に關係のある作業については、その温度の範囲を定め、その範囲内で作業すること。

十一 火薬類の製造上特に温度に關係のある作業については、その温度の範囲を定め、その範囲内で作業すること。

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 危険工室は、その目的とする作業以外に使用しないこと。

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること。

十六 火薬類並びにその原料及び半製品（以下の号において「火薬類等」という。）の運搬には、衝突、転落、転倒、著しい動搖その

他当該火薬類等に磨擦及び衝動を与えないよう
に慎重に行うこと。

十九、危険予防の措置を講ずること。
十八、火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験場、燃焼試験場、火薬類の焼却等は、それぞれ爆発試験場、燃焼試験場、發射試験場、廢棄焼却場等一定の場所で行うこと。
十九、火薬類の製造試験は、試験のために特に設けられた危険工室で行うか、又は平常作業を中止し、その目的に転用した危険工室で行うこと。
十九の二、前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
イ、一定の日乾場において日乾作業を行う場合
ロ、一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合
ハ、一定の星打ち場又は星掛け場において星打ち作業又は星掛け作業を行う場合
二十、火薬類は、経済産業大臣が告示で定める基準による容器包装（容器及び火薬類を収納するため必要な構成材料をいう。以下同じ。）に収納すること。
二十一、容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。
二十二及び二十三、削除
二十四、外装容器には、衝撃注意、火気厳禁その他取扱いに必要な注意事項を記載すること。
二十五、火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、通気を確保するため当該火薬類一

二十一 時置場の内壁及び床面に直に触れないよう、安全に措置を講ずるとともに、荷崩れせず、搬出入が可能な高さで積むこと。

二十二 無煙火薬を火薬類一時置場に存置することができる期間は、当該無煙火薬の製造工程中に使用するいずれかの火薬類一時置場に最初に存置した日から通算して六月間とする。

二十三 毎日の製告作業終了後、工室内こ火薬類

二十八 赤りんを取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九 マグネシウム粉、アルミニウム粉、マグナリウム粉又は亜鉛末を含有する火薬類の製造には、水分による発熱によつて発火しないような措置を講ずること。

三十 塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウム又有する火薬若しくは爆薬を取り扱う器具及び爆薬の取扱いのために使用しないこと。

三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行つた後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

三十二の二 直径が十センチメートルを超える球状の打揚煙火には、割り薬を完全に点火させるような伝火薬を取り付けること。

三十一の三 球状の打揚煙火の割り薬として塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬を使用する場合には、割り薬と星とが直接に接触しないような措置を講ずること。

三十三 薬紙、速火線の切断等の摩擦又は衝撃を加える作業は、少量ずつ行うこと。

三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。

三十五 噴出薬を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら工室に進入するための措置を講ずること。

ら、簡に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には次のイからへまでのいずれにも適合するう密に詰めて行うこと。

イ 噴出薬に使用する火薬類は黒色火薬のことで、星その他の煙火を混入しないこと、噴出薬の填薬作業は、空隙が生じないよ

二 噴出口は筒先の面の中心に設け、その直径は筒の内径の三分の一以上とすること。
本噴出口の補強に用いる部材には、石膏セメント等は使用せず、土、木材等の軽量なものを使用すること。

ハ 手筒煙火であつて、第八十四条第九号の規定により十八歳未満の者が取り扱うことができるもの（以下「特定手筒煙火」という。）の製造を行う際には、イからホまでに定めるもののほか、経済産業大臣が定める基準に適合すること。

製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項第一号、第四号から第八号まで、第十号、第十一号から第二十号まで、第二十四号及び第二十七号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 あらかじめ一日に解撤する不発弾等の最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。

二 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

三 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停弾等を定め、これを超えて不発弾等を存置しないこと。

四 信管を有する不発弾等は、信管の分離作業等においてその信管を起爆させないように慎重に取り扱うこと。

五 不発弾等を収納する容器包装には、不発弾等の種類、信管の有無、危険性に関する分類その他の不発弾等に関する情報を表示すること。

第一項第三号、第六号から第九号まで、第十号の二、第十二号、第十四号、第十五号、第十六号

六号の二、第十七号及び第二十号、第二十五号及び第二十六号並びに前項第二号及び第三号に規定する基準については、経済産業大臣が製造方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

(移動式製造設備に係る製造方法の基準)

造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 特定硝酸アンモニウム系爆薬の成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、かつ当該最大数量以下で製造すること。ただし、一日に製造する最大数量は、一日の消費見込量以下とする。

二 移動区域内には、製造、消費その他の作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

四 移動区域内においては、酒気を帶びて作業をしないこと。

五 移動区域内においては、特に丁寧な作業を行うこと。

六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定すること。

七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室においてしなければならない。この場合において、工室内における製造方法の技術上の基準については、前条第一項第六号から第八号まで、第十一号から第十四号まで及び第二十七号の規定を準用する。

八 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。

九 移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄物焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

は、その温度及び圧力の範囲を定め、その範囲内で作業すること。

内にある製造所（同法第六条第一項に規定する者が設置している製造所を除く。次項において同じ。）につては、前項各号に掲げる事項の

3 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、当海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、当

十 移動式製造設備又は廃薬焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合に一時的に

系爆薬に摩擦及び衝動を与えないよう慎重に行うこと。

三　警報宣言が発せられた場合における防災要員の確保に関する事項

四 警戒宣言が発せられた場合における消防設備その他保安に係る設備の整備及び点検に関する事項

六 備等の整備、点検、停止に関する事項
六 その他地震災害の発生の防止又は軽減を図
るための措置に関する事項

七 地震防災に係る教育、訓練及び広報に関する事項

定による強化地域の指定の際、当該強化地域内において火薬類の製造を行う製造所を現に管理している製造業者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に掲げる事項の細目について

法第二十八条第一項の規定による認可を申請しなければならない。

関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にある製造所（同法第五条第一項に規定する者が設

（製造所の同法第三条第一項に規定する者が設置している製造所を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震

防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次

項において同じ)にあつては、第一項各号に掲げる事項の細目のほか、次の各号に掲げる事項の細目について危害予防規程に定めるものとする。

一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震

防災上必要な教育及び広報に関すること。

法第二十八条第一項の規定による危害予防規程の認可を受けようとする者は、様式第二の危
害行為規程（第二十一条第一項第一号規程）

危害予防規程変更申請書に危害予防規程

(変更のときは、当該変更の概要を記載した書

面)を添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

法第二十八条第二項の規定による届出をしようとする製造業者は、様式第三の危害予防規程変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

(製造施設等変更の許可申請)

第七条 法第十一条第一項の規定により製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとする製造業者は、様式第四の火薬類製造施設等変更許可申請書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

(製造業者に係る軽微な変更の工事等)

第八条 法第十一条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場(以下「工室等」という)内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事
- 2 照明設備
- 3 電気除去設備
- 4 暖房装置
- 5 部材
- 6 排気装置
- 7 土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事
- 8 工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押し車の変更の工事
- 9 製造施設又は設備の撤去の工事
- 10 法第十一条第二項の規定による届出をしようとする製造業者は、様式第五の火薬類製造施設軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

産業大臣が告示で定める物質を含まない可塑性爆薬(以下「無添加可塑性爆薬」という)の種類及び数量(譲受又は譲渡の年月日並びに譲受人又は譲渡人の住所、氏名及び法第十七条第一項の該当事項並びに火薬類一時置場に設置した温湿度記録計の記録とする。

法第四十一条第二項の規定による前項の帳簿の保存期間は、記載の日から二年とする。

(販売営業の許可申請)

第十条 法第五条の規定による販売営業の許可を受けようとする者は、様式第六の火薬類販売営業許可申請書に事業計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事(当該販売所が指定都市の区域内にある場合には、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長。第八十一条の十四の表第四号及び第五号において同じ。)に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は商業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書の添付を省略することができる。

前項の事業計画書には、火薬庫の位置、種類、棟数、附近の状況、保安距離、構造設備の大要ならびに貯蔵すべき火薬類の種類および最大数量を記載しなければならない。

(帳簿)

第十一条 法第四十一条第一項の規定による販売業者(製造業者が販売する場合にあつては、製造業者)が帳簿に記載すべき事項は、取引した火薬類の種類および数量、取引の年月日ならびに譲受人または譲渡人の住所、氏名および法第十七条第一項の該当事項とする。

法第四十一条第二項の規定による前項の帳簿の保存期間は、記載の日から二年とする。

(第四章 削除)

(火薬庫の新設又は変更の許可の申請)

法第十二条第一項の規定により火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可を受けようとする者は、様式第七の火薬庫設置等許可申請書に火薬庫工事設計明細書を添えて、当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事(当該場所又は所在地が指定都市の区域内にあつては、当該場所又は所在地を管轄する

する指定都市の長)に提出しなければならない。

前項の火薬庫工事設計明細書には、火薬庫の位置、附近の状況、保安物件との距離ならびに火薬庫の構造および設備を記載するものとす

る。

火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

(第十四条 法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

2

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

(8)	(7)	(6)
貯全所る事都 藏な以安が道 する場外全指府 する所のな示県 者に安場す知	す場す知る地薬に務てる類た又き法 する所る事都を類要又、者をめはそ令 者に安の道管をすはそで消に事のに 貯全指府轄消る事のあ費火業事基 藏な示県す費火業事つす薬の務づ	る蔵に場全る示の知府都めの販てあ者す販火具が る者す貯所な安す指事県道にた売、つてての売を煙ん 者す
0 2 0		(口)(イ)
0 0 2 0 ,		
0 0 1 0 ,		
1 0		
(6) (4) (3) 長市定、てあ内区市定へ事県道にた の都指はつに城の都指 知府都めの販てあ者充	(1) (八)(口)(イ)	貯 藏 す る 者 等 の 区 分 種 火 薬 類 類 す る
	2 5	ムグキ工用空び用船用車用車鉄 ラロ品火機航及船両両道
2 5 0 5	0	ムグキん火信及焰信 ラロせ号び管号
	2 5	ムグキ除火具が煙 ラロくを煙ん火
(3)		ムグキくをもげにヘ一五条第火具が ラロ除のる掲号第一煙ん
はの三火です空包分火定第 古所級薬さる包若に薬め 有有火庫るこをしよ類る九 者者薬又一と貯くりの貯条 で又庫は級が藏は実区蓄に	す場す知に貯又火委て有有火 する所る事都藏は薬託、者者薬 者に安の道の空、さ貯で又庫 貯全指府た包実れ藏あはの 藏な示県めの包たをつ占所	です空包分火定第 包若に薬め 陽懸優懸 よ類る九 一制貯 藏は実区藏に
	5 5 0 0	ムグキ品火他そ ラロ工のの
(5)	(4)	
を費を薬る要業の、つてもじを事他そ事土 管地消類火すに事そてあ者營業のの業未 限無	る所る事都藏はれ藏あはの実 者に安の道の空たをつ占所包 貯全指府た包実委て有有火 藏な示県めの包託、者者薬 す場す知に貯又き貯で又庫	者に安の道のよ雷い装又実銃れ藏あ 貯全指府たう管なでは包用たを 藏な示県めの付いん火、雷火委て す場す知に貯薬銃し薬空管薬託 る所る事都藏き用てを包、き貯
合の事他そ 場業のの	合制 事す完内月六 場業る子に以ケ	
2 5		

四

一 前条第一項の表（1）（イ）又は（5）の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号炎管、信号火せん及び煙火を貯蔵す

(7)	(6)	(5)	(4)	(3)
線爆導	管雷号信	管雷氣電び及管雷業工	等薬爆剤油安硝定特	づく除を等薬爆剤油安硝定特薬爆 薬進推
メロキ千二	個万千一	個万千四	ント八十四	ント十四
メロキ百五		個万千一	ント二十	ント十
メ百五千	個万一	個万一	ムラグロキ五十二	ムラグロキ五十二
				ント百二

<u>3</u> ~ 1	<u>2</u> ~ 1	<u>1</u> ~ 1	<u>0</u> ~ 1	<u>(9)</u>	<u>(8)</u>	
ド コ用破発御制	管雷き付管火導	器碎破ト リクンコ	管火び及管信	包空び及包実	管雷用銃	
ルト メロキ百四	個万千一	個万百四	個万百二	個万千八	個億四	ルト
ルト メロキ百	個万十五百二	個万百		個万千二		ルト
ルト メ百三	個百五千二	個万一	個万三	個万六	個万十四	ルト
				個万千八		
		個万五十二				

(6) ~ 1		(5) ~ 1		(4) ~ 1
び及薬火用料原のんせ火号信び及管炎号信	薬爆び及薬火用料原の火煙にび並火煙	んせ火号信び及管炎号信		
	ント十四	ント十八		
			ムラグロキ百	
ント五		ント五		ント五

	9 ～ 1	8 ～ 1	7 ～ 1
2 一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫及び煙 火火薬庫において二種類以上の中薬類を前条第 一項の区分により同棟に貯蔵する場合(三級火 薬庫において火薬又は爆薬と火工品を前条第二 項の規定により隔壁により区分して同棟に貯 蔵する場合を除く。)には、各種類ごとにその種 類のみに係る最大貯蔵量でそれぞれ貯蔵しよ うとする数量を除し、それらの商を加えた和が一 より大となつてはならない。	管火導 限制無 限制無 限制無 限制無 限制無 限制無 限制無	線火導 電及び線火導 限制無 限制無 限制無 限制無 限制無 限制無	等火煙具んが 葦爆 ント十 限制無
3 三級火薬庫において火薬又は爆薬と火工品を 前条第二項の規定により隔壁により区分して同 棟に貯蔵する場合は、各種類ごとにその種類 のみに係る最大貯蔵量でそれぞれ貯蔵しようと する数量を除し、それぞれの区分において、それ らの商を加えた和が一より大となつてはなら ない。			
4 第一項の表に掲げない火工品については、そ の原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第一項 から前項までの規定を適用する。この場合にお いて、第一項の表(2)に掲げる火薬を使用し た火工品であつて、爆薬を使用したもの又は爆 薬若しくは爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵 するものは、当該火工品を第一項の表(1)に 掲げる火薬を使用したものとして扱うこととす る。			
5 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火等を五 トンをこえて貯蔵する場合には、三トン未満の			

6	地上に設置する二級火薬庫で周囲に土堤を設けないものは、第一項に規定する保安距離の二倍の保安距離をとらなければならない。	3	0	5	0	7	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5											
7	保安物件がもつぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第一項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。	2	5	2	5	3	0	3	5	4	0	4	5	5	0	5	5	6	0	6	0	6	5	7	0	7	5	7	5	8	0		
		3	5	4	0	4	5	5	0	6	5	7	5	8	0	8	5	9	5	9	0	1	0	1	0	1	2	0	1	2	0	1	3
		6	0	7	0	8	0	9	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	2	0	2	0	2	0	2	2
		7	0	8	0	9	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	4	0	2	5

（地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならぬ。

一 火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。

二 火薬庫の構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造の部分にあっては二十センチメートル以上とすること。

四 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盜難を防止するための措置を講ずること。

五 火薬庫に窓を設ける場合にあっては、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置を講ずるとともに、盜難及び火災を防止するための措置を講ずること。

六 火薬庫の床には、地盤面からの湿気を防ぐための措置を講ずること。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないときは、この限りでない。

七 火薬庫の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

七の二 火薬庫の床面には、鉄類を表さないこと。

八 火薬庫の換気孔は、火薬庫内の温度及び湿度の変化を少なくするよう適切に設置するとともに、盜難を防止するための措置を講ずること。

九 火薬庫に暖房設備を設ける場合にあっては、暖房設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講ずるとともに、暖房設備を燃焼しやすい物と隔離すること。

十 火薬庫内に照明設備を設ける場合にあっては、照明設備により火薬類が爆発し、又は発

火することを防止するための措置を講ずること。

十一 火薬庫の屋根の外面には、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防止するための措置を講ずるとともに、小屋組を設ける場合にあっては、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となる建築材料を使用すること。

十二 火薬庫には、第三十条に規定する避雷装置を設けること。

十三 火薬庫の周囲は、第三十一条に規定する土堤で囲むこと。

十四 火薬庫の付近には、防火のための措置及び消火の活動のために必要な措置を講ずるとともに、警戒札その他の警戒設備を設けること。

十五 火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。

十六 前各号に掲げるもののほか、火薬庫には、盗難を防止するための措置を講ずること。

(地上覆土式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十四条の二 地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、前条第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次条第四号及び第七号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、

一 火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、

一 火薬庫の構造は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四 火薬庫の覆土(その入口に面する部分を除く。)は、四十五度より急でない勾配とし、外部構造の覆土の厚さは、三メートル以上とすること。

五 火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面には、できるだけ覆土の崩壊を防止するための措置を講ずること。

(地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

六 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条

第五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第六

号から第七号の二まで、第十号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならぬ。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、頂部を放爆式構造とし、内部構造の壁は、その外が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、

二 火薬庫の構造は、鉄筋コンクリート造等堅固で湿気を防ぐ構造とすること。ただし、岩質により安全と認められる場合でセメント塗込としたときは、木造で壁板を二重とすることができる。

三 建物の外壁と岩壁との間の空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。

四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、鉄扉を設け、盗難を防止するための措置を講ずること。

五 削除

六 火薬庫の地盤の厚さは、次の表の基準によること。

七 火薬庫の入口又は火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に第三十一条に規定する土堤を設けることその他の火薬類の爆発の際直接の衝動波が突出するおそれがないようにするための措置を講ずること。

八 火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さは、前条第六号の規定を準用する。

九 火薬庫の土かぶりは、次の表の基準によるところ。

設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。

二 火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造の壁は、鉄筋コンクリート造で、かつ、頂部を放爆式構造とし、内部構造の壁は、その外が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、

三 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間は、湿気の滞留を避け、排水を完全にすることができる。

四 火薬庫には、搬出入用トンネルを設け、かつ、これとは別に放爆用トンネルを設けること。

五 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、火薬類の爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

六 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬類の運搬に用いいる設備を設けるときは、火薬類に摩擦及び衝撃を与えないよう

きは、火薬類に摩擦及び衝撃を与えないよう

薬爆るす藏貯	さ厚の盤地	分区
ント下(以)	ルトメ上(以)	単位
0 4	9 2	
5 3	8 2	
0 3	6 2	
5 2	4 2	
0 2	5 1 2	
9 1	0 1 2	
8 1	5 0 2	
7 1	0 0 2	

(地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに前条第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、

二 火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、火薬庫の断面の形状は四角形又は

三 削除

(地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 火薬庫の位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第

規定期間から第十一号まで及び第十四号

号までの規定のほか、次の各号の規定を守ら

る

二 避雷装置を講じたものとすること。

三 できるだけ第三十条に規定す

る

四 できるだけ第三十一条に規定す

る

五 できるだけ第三十二条に規定す

る

六 できるだけ第三十三条に規定す

る

七 できるだけ第三十四条に規定す

る

八 できるだけ第三十五条に規定す

る

九 できるだけ第三十六条に規定す

る

十 できるだけ第三十七条に規定す

る

十一 できるだけ第三十八条に規定す

る

十二 できるだけ第三十九条に規定す

る

十三 できるだけ第四十条に規定す

る

十四 できるだけ第四十一条に規定す

る

十五 できるだけ第四十二条に規定す

る

十六 できるだけ第四十三条に規定す

る

十七 できるだけ第四十四条に規定す

る

十八 できるだけ第四十五条に規定す

る

十九 できるだけ第四十六条に規定す

る

二十 できるだけ第四十七条に規定す

る

二十一 できるだけ第四十八条に規定す

る

二十二 できるだけ第四十九条に規定す

る

二十三 できるだけ第五十条に規定す

る

二十四 できるだけ第五十一条に規定す

る

二十五 できるだけ第五十二条に規定す

る

二十六 できるだけ第五十三条に規定す

る

二十七 できるだけ第五十四条に規定す

る

二十八 できるだけ第五十五条に規定す

る

二十九 できるだけ第五十六条に規定す

る

三十 できるだけ第五十七条に規定す

る

三十一 できるだけ第五十八条に規定す

る

三十二 できるだけ第五十九条に規定す

る

三十三 できるだけ第六十条に規定す

る

三十四 できるだけ第六十一条に規定す

る

三十五 できるだけ第六十二条に規定す

る

三十六 できるだけ第六十三条に規定す

る

三十七 できるだけ第六十四条に規定す

る

三十八 できるだけ第六十五条に規定す

る

三十九 できるだけ第六十六条に規定す

る

四十 できるだけ第六十七条に規定す

る

四十一 できるだけ第六十八条に規定す

る

四十二 できるだけ第六十九条に規定す

る

四十三 できるだけ第七十条に規定す

る

四十四 できるだけ第七十一条に規定す

る

四十五 できるだけ第七十二条に規定す

る

四十六 できるだけ第七十三条に規定す

る

四十七 できるだけ第七十四条に規定す

る

四十八 できるだけ第七十五条に規定す

る

四十九 できるだけ第七十六条に規定す

る

五十 できるだけ第七十七条に規定す

る

五十一 できるだけ第七十八条に規定す

る

五十二 できるだけ第七十九条に規定す

る

五十三 できるだけ第八十条に規定す

る

五十四 できるだけ第八十一条に規定す

る

五十五 できるだけ第八十二条に規定す

る

五十六 できるだけ第八十三条に規定す

る

五十七 できるだけ第八十四条に規定す

る

五十八 できるだけ第八十五条に規定す

る

五十九 できるだけ第八十六条に規定す

る

六十 できるだけ第八十七条に規定す

る

六十 できるだけ第八十八条に規定す

る

六十 できるだけ第八十九条に規定す

る

六十 できるだけ第九十条に規定す

る

六十 できるだけ第九十一条に規定す

る

六十 できるだけ第九十二条に規定す

る

六十 できるだけ第九十三条に規定す

る

六十 できるだけ第九十四条に規定す

る

六十 できるだけ第九十五条に規定す

る

六十 できるだけ第九十六条に規定す

る

六十 できるだけ第九十七条に規定す

る

六十 できるだけ第九十八条に規定す

る

六十 できるだけ第九十九条に規定す

る

六十 できるだけ第一百条に規定す

る

六十 できるだけ第一百一条に規定す

る

六十 できるだけ第一百二条に規定す

る

六十 できるだけ第一百三条に規定す

る

六十 できるだけ第一百四条に規定す

る

六十 できるだけ第一百五条に規定す

る

六十 できるだけ第一百六条に規定す

る

六十 できるだけ第一百七条に規定す

る

六十 できるだけ第一百八条に規定す

る

六十 できるだけ第一百九条に規定す

る

六十 できるだけ第一百十条に規定す

る

六十 できるだけ第一百十一条に規定す

る

六十 できるだけ第一百十二条に規定す

る

六十 できるだけ第一百十三条に規定す

る

六十 できるだけ第一百十四条に規定す

る

六十 できるだけ第一百十五条に規定す

る

六十 できるだけ第一百十六条に規定す

る

六十 できるだけ第一百十七条に規定す

る

六十 できるだけ第一百十八条に規定す

る

六十 できるだけ第一百十九条に規定す

る

六十 できるだけ第一百二十条に規定す

る

区分位	単位	貯蔵量に応ずる火薬庫相互の距離	火薬庫	離距の互相庫	火薬庫	貯蔵する爆薬	下トシ	上トメ	火薬庫の貯蔵量のうれか大なるものとする。
			火薬庫	離距の互相庫	火薬庫	貯蔵する爆薬	下トシ	上トメ	
						0 1			3 3
						9			2 3
						8			0 3
						7			9 2
						6			8 2
						5			6 2
						4			4 2
						3			2 2

四 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない場合には、その相互の距離は、次の表の基準によること。

つては、床の下を基礎と一体をなす厚さ十七センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コ

三 火薬庫の前面の擁壁に出入り口を設けるときは、水が漏れるおそれがない措置を講ずること。

四三 削除 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超える場合にあつては第三十一条に規定する土

<p>四 火薬庫の入口は、付近の保安物件に対し、危険のおそれがない側に設け、かつ、火薬庫の付近には、消火の活動のために必要な措置を講ずること。</p> <p>五 火薬庫の周囲は、第三十一条に規定する土堤又は第三十二条の二に規定する簡易土堤で囲むこと。</p>	<p>六 火薬庫の地盤の厚さは、六十センチメートル以上とすること。</p> <p>七 住宅その他の建築物の地下に設けないこと。</p>	<p>八 火薬庫の壁及び底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固定位、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならぬ。</p> <p>一 火薬庫の壁及び底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固定位、かつ、水が漏れるおそれがないこと。</p> <p>二 火薬庫の屋根には、盜難及び火災を防止するための措置を講ずること。</p> <p>三 火薬庫には、水位計及び自動給水装置を設置すること。</p>	<p>四 火薬庫には、水があふれ出ることにより火薬類が流失することを防止するための措置を講ずること。</p>	<p>第五章 横穴式の水蓄火薬庫</p> <p>第二十七条の三 横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造及び設備について、前条第三号及び第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。</p> <p>一 火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないこと。</p> <p>二 火薬庫の前面の擁壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とするこ</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

三 火薬庫の前面の擁壁に出入り口を設けるときは、水が漏れるおそれがない措置を講ずること。

四三 削除 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超える場合にあつては第三十一条に規定する土

三 火薬庫の前面の擁壁に出入り口を設けるときは、水が漏れるおそれがない措置を講ずること。

四 火薬庫の出入口には、盜難を防止するための措置を講ずること。

(実包火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条の四 実包火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ二十七センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造の部分にあっては三十センチメートル以上とすること。

二 火薬庫の屋根は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とすること。

三 最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であつて、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号の規定を守らなければならぬこと。

一 火薬庫の壁及び屋根が、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造であること。

二 火薬庫には、窓が設けられていないこと。

三 火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備が設けられていること。

四 当該火薬庫の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものによる地震力に対して、その安全性が損なわれるおそれがないこと。

(煙火火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十八条 煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第六号から第十二号まで及び第十四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

二 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあっては十九センチメートル以上とすること。

四三 削除 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超える場合にあつては第三十一条に規定する土

(完成検査の方法)

第四十四条 法第十五条第四項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、製造施設について行うものは、別表第一のとおりとする。

法第十五条第四項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、火薬庫について行うものは、別表第二のとおりとする。

第二節 保安検査

(特定施設の範囲等)

第四十四条の二 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、危険工室、火薬類一時置場、日乾場、不発弾等解撤工室等、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備とする。

法第三十五条第一項本文の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事が行う保安検査は、一年（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては、一年）に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設又は火薬庫であつて、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たものであつて、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない特定施設又は火薬庫にあつては、完成検査）を受け又は自ら保安検査若しくは完成検査を行つた日から三年）に一回行うものとする。

当該特定施設又は当該火薬庫を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあつては、三年以上）であるものの（以下「休止施設等」という。）にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の回数で同項の保安検査を行うことが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回当該保安検査を行うものとする。

法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、第四十一条第二項の規定により完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について第六項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超える日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあつては、二年十一月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十八の保安検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該

該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期限までに同項の保安検査申請書を提出することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに当該保安検査申請書を提出しなければならない。

（保安検査の方法）

該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第七条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるとき又は火薬庫が法第十二条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第十九の保安検査証を交付するものとする。

（指定保安検査機関が行う保安検査の申請等）

法第三十五条第二項の保安の確保のための組織及び方法に係るものとして経済産業省令で定めるものは、第六条第一項各号に掲げる事項の細目とする。

（指定保安検査機関が行う保安検査の申請等）

法第三十五条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。

この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣又は都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」とある。

（同条第四項中「当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「経済産業大臣又は都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

（法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第二十の指定保安検査機関保安検査受検届を、保安検査を受けた製造所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。）

（指定保安検査機関の保安検査の報告）

の記録を添えて、保安検査をした製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（保安検査の方法）

該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事は、法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法のうち、火薬庫について行うものは、別表第四のとおりとする。

（保安検査の方法）

（完成検査に係る認定の基準等）

一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第五に定めることによるものとする。

（法第四十五条の三の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する方法により行う。）

（法第四十五条の三の三第一項第一号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項）

（法第四十五条の三の三第一項第二号の完成検査規程に関する事項）

薬に混入することを防止するための措置を講ずること。

十五 装填設備により硝安油剤爆薬又は含水爆薬を装填する場合は、適切な圧力により装填を行うこと。

十六 発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

(導火線発破)

第五十三条の二 導火線発破を行う場合には、前条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 点火作業に従事する者が点火後安全な場所に退避できるような燃焼時間を有する長さの導火線を使用すること。

二 同一人の連続点火数は、導火線一本の長さが一・五メートル以上とのときは十発以下、一・五メートル未満のときは五発以下とすること。

三 点火してはならない。

四 (ガス導管発破)

第五十三条の三 ガス導管発破を行う場合には、第五十三条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 ガス導管内に爆発性ガスを充填する場合に点火できないよう措置を講ずること。

二 ガス導管内に爆発性ガスを充填する場合は、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。

イ あらかじめ不活性ガスによりガス導管の導通を試験すること。

ロ 作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装填箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で充填すること。

三 点火する前に、爆発性ガスが、ガス導管内に完全に充填されていることを確認すること。

四 発破母線は、点火するまでは点火器に接続する側の端を短絡させておき、発破母線の電気雷管の脚線に接続する側は、短絡を防ぐために心線を長短不ぞろいにしておくこと。

五 発破母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帶電するおそれが多いものから隔離すること。

六 多数発砲に際しては、電圧並びに電源、発破母線、電気導火線及び電気雷管の全抵抗を考慮した後、電気雷管に所要電流を通ずるこ

(導火管発破)

第五十三条の四 導火管発破を行ふ場合には、第五十三条の二及び次条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 摂氏五十度を超える場所で導火管付き雷管を使用する場合には、水冷等により五十度以下(耐熱性のものについては、その許容温度以下)に冷却すること。

二 導火管付き雷管の導火管部を工業雷管、電気雷管、導爆線又は導火管付き雷管の雷管部に取り付ける場合には、外れないように確実に接続すること。

三 複数の導火管付き雷管の導火管部を工業雷管、電気雷管、導爆線又は導火管付き雷管の雷管部に取り付ける場合には、取付け漏れがないことを確認するとともに、取付け部分を導爆線で巻き付ける等、すべての導火管付き雷管に確実に点火するための措置を講ずること。

四 導火管の点火に用いる点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

五 導火管の点火に用いる点火器には、銃用雷管を用いないこと。

(電気発破)

第五十四条 電気発破を行う場合には、第五十三条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には、電気発破をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。

二 電気発破器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。

三 発破母線は、日本産業規格C3307(二〇〇〇)「六〇〇Vビニール絶縁電線(IV)」に適合する電線又はこれと同等以上の絶縁効力のある電線であつて、三十メートル以上の機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。

四 発破母線は、点火するまでは点火器に接続する側の端を短絡させておき、発破母線の電気雷管の脚線に接続する側は、短絡を防ぐために心線を長短不ぞろいにしておくこと。

五 発破母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帶電するおそれが多いものから隔離すること。

六 多数発砲に際しては、電圧並びに電源、発破母線、電気導火線及び電気雷管の全抵抗を考慮した後、電気雷管に所要電流を通ずるこ

と。

(導火管発破)

第五十三条の四 導火管発破を行ふ場合には、第五十三条の二及び次条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

七 動力線又は電灯線を電源にするときは、電路の開閉は確実にし、当該作業者のほかは開閉できないようにして、かつ、電路には電気雷管が確実に爆発するための適当な電流が流れるようにすること。

八 電気発破器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

九 点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装填箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で実施すること。ただし、電気雷管が爆発するおそれがない電流により試験する場合又は電子雷管のみを使用した点火回路を点火機能のない導通試験器を用いて試験する場合については、この限りでない。

十 点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信号を受信することにより電気雷管が意図に反して爆発しないよう措置を講ずること。

(坑道式発破)

第五十四条の二 坑道式発破を行う場合には、第五十三条及び前三条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 坑道式発破による危害の防止に必要な事項を定めた坑道式発破の注意事項を作成し、あらかじめこれを適当な箇所に掲示する等の方法によって作業者に周知し、これに従って作業をさせるようすること。

二 坑道式発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験がある者と認めて推薦した者に行わせること。

三 坑道式発破の計画には、その箇所及びその付近の地形、岩質、使用する火薬類の種類等を詳細に検討して、薬室の位置、爆薬の量、坑道の埋戻し、退避の箇所その他を定め、これらに従つて坑道式発破を実施すること。

四 坑道式発破の計画には、その箇所及びその付近の地形、岩質、使用する火薬類の種類等を詳細に検討して、薬室の位置、爆薬の量、坑道の埋戻し、退避の箇所その他を定め、これらに従つて坑道式発破を実施すること。

五 坑道内の導爆線、ガス導管、導火管又は点火回路は、切断その他の損傷が起ららないよ

うに措置を講ずること。この場合において、坑道内の導爆線は、複線とすること。

六 電気雷管を使用する場合には、その点火回路は、複雑にしないこと。

(坑道式発破)

第五十三条の四 導火管発破を行ふ場合には、第五十三条の二及び次条の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

七 坑道の埋戻しは、発破の際に、埋戻しをした石等が坑口から飛び出さないように、坑口まで堅固に行うこと。

八 装填した爆薬が完全に爆発したかどうかを観測するために、発破時の崩壊状況を詳しく観測すること。この場合において、点火する前に岩盤等の崩壊予定線その他適当な箇所に旗等による標示、その他の措置を講ずること。

九 坑道式発破の点火及び前号に規定する崩壊状況の観測は、安全な位置で行うこと。

(構造物解体発破)

第五十四条の三 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造物(以下単に「構造物」という。)を解体するための発破(以下「構造物解体発破」という。)を行う場合には、第五十三条及び第五十三条の三から第五十四条までの規定のほか、次の規定を守らなければならない。

一 構造物解体発破の計画を設定する場合には、構造物及びその敷地並びに周辺の環境を調査し、発破により災害の発生する可能性を検討した上で、解体工法を決定すること。

二 構造物解体発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験があると認めて推薦した者に行わせること。

三 構造物解体発破の計画の決定に際しては、必要に応じて試験発破を行い、その計画が適切であるとの確認を行うこと。試験発破を行ふ場合には、構造物の構造等を考慮して構造物の安定性が損なわれない場所を選定して試験発破を行うこと。

四 構造物解体発破は、前三号の規定により定めた計画に従つて実施すること。

五 構造物の地上部分の発破のため火薬類の装填を開始する前に、飛散物の防護措置を講ずること。

六 発破のため火薬類の装填を開始するに際しては、消費場所に關係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、発破終了まで立入りを禁止すること。

七 火薬類は発破孔に密に装填し、かつ、吸湿により劣化するおそれがあるときは、吸湿しないよう措置を講ずること。

- 八 構造物内のガス導管、導火管又は点火回路は、切断その他の損傷が起らぬような措置を講ずること。
- 九 発破母線への結線開始後（ガス導管発破にあつてはガス導管発破器への結線終了後）は、あらかじめ定めた危険区域に関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること。また、付近の者に発破する旨の通報を行い、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- 十 構造物の地上部分を電気発破により解体する場合であつて、落雷等により暴発を起すおそれがあるときは、第五十四条第四号の規定によるところは、第五十四条第四号の規定にかかわらず発破母線の点火器に接続する側の端を短絡させずに絶縁物で被覆すること。
- 十一 点火により、装填された火薬類が完全に爆発したことを確認するための工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管の設置等の措置を講じ、かつ、発破時の解体状況を詳しく観測すること。
- 十二 構造物解体発破の点火及び前号に規定する解体状況の観測は、安全な位置で行うこと。（不発）
- 第五十五条 装填された火薬類が点火後爆発しないとき又はその確認が困難であるときは、当該作業者は、次の各号の規定を守らなければならぬ。
- 一 ガス導管発破の場合には、ガス導管内の爆発性ガスを不活性ガスで完全に置換し、かつ、再点火ができないように措置を講ずること。
- 二 電気雷管によつた場合には、発破母線を点火器から取り外し、その端を短絡させておき、かつ、再点火ができないように措置を講ずること。
- 三 ガス導管発破の場合には第一号の措置、導火管発破の場合には再点火できないような措置を講じた後それぞれ五分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によつた場合には前号の措置を講じた後十分以上、その他の場合には点火後十五分以上を経過した後でなければ火薬類装填箇所に接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。

- 2 不発の装填がある場合には、当該作業者立会の下で次の各号のいずれかの規定を守らなければならない。
- 一 不発の発破孔から〇・六メートル以上（手掘の場合にあつては〇・三メートル以上）の間隔を置いて平行にせん孔して発破を行い、不発火薬類を回収すること。
- 二 不発の発破孔からゴムホース等による水流で込物及び火薬類を流し出し、不発火薬類を回収すること。
- 三 不発の発破孔からゴムホース等による水流若しくは圧縮空気で込物を流し出し、又は工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管にして、かかつ、直ちに責任者に報告してその指示を受けること。（発破終了後の措置）
- 四 前三号の措置により不発火薬類を回収することができない場合においては、不発火薬類が存在するおそれがある場所に適当な標示をし、かかつ、直ちに責任者に報告してその指示を受けること。
- 第五十六条 発破を終了したときは、当該作業者は、発破による有害ガスによる危険が除去された後、岩盤、コンクリート構造物等についての危険の有無を検査し、安全と認めた後（坑道式発破にあつては、発破後三十秒を経過して安全と認めた後）でなければ、何人も発破場所及びその付近に立入らせてはならない。（コンクリート破碎器の消費）
- 第五十六条の二 消費場所においてコンクリート破碎器を取り扱う場合には、第五十二条第三項第五号、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号の規定を準用するほか、次の各号の規定によらなければならない。
- 一 火工所は、通路、火気を取り扱う場所、人の出入する建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。
- 二 火工所は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。
- 三 火工所にコンクリート破碎器を存置する場合には、盜難及び火災を防止するための措置を講ずること。ただし、火工所として、第五十二条第三項第二号及び第三号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において同項第二号及び第三号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、二の限りでない。
- 四 火工所の周囲には、適当な柵を設け、「立ち入り禁止」、「火氣厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。
- 五 コンクリート破碎器により破碎を行ふ場合に、建設用びようコンクリート破碎器は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた火工所（同項ただし書の場合にあつては、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること）に返送すること。

- 四 落雷の危険があるときは、点火具に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。
- 五 一日に消費場所に持ち込むことのできるコンクリート破碎器の数量は、一日の消費見込量以下とし、次項本文の規定により火工所が設けられている消費場所に持ち込むコンクリート破碎器は、火工所を経由させること。
- 六 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項本文の規定により設けられた火工所（次項ただし書の場合にあつては、消費場所内の安全な場所）又は破碎場所以外の場所にコンクリート破碎器を存置しないこと。
- 七 消費場所においては、コンクリート破碎器の管理及び破碎の準備（薬筒に点火具を取り付け、又はこれを取り付けた薬筒を取り扱う作業を含む。）をするために、火工所を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所においては、この限りでない。
- 八 消費場所においては、コンクリート破碎器が残った場合には、直ちに火工所（火工所が設けられたいよい消費場所においては、消費場所内の安全な場所）に返送すること。
- 九 装填されたコンクリート破碎器が点火後発火しないとき若しくはその確認が困難であるとき又は破碎を終了したときの措置については、第五十五条第一項及び第五十六条の規定を準用する。
- 一 装填されたコンクリート破碎器が点火後発火した場合には、直ちに火工所（火工所が設けられたいよい消費場所においては、消費場所内の安全な場所）に返送すること。
- 二 コンクリート破碎器を装填する場合には、破碎孔にセメントモルタル、砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対して安全な装填具を使用すること。
- 三 装填されたコンクリート破碎器が残った場合には、直ちに火工所（火工所が設けられたいよい消費場所においては、消費場所内の安全な場所）に返送すること。
- 四 装填されたコンクリート破碎器が残った場合には、直ちに火工所（火工所が設けられたいよい消費場所においては、消費場所内の安全な場所）に返送すること。
- 五 一日に消費場所に持ち込むことのできる建設用びよう打ち銃用空包は、常の有無を検査し、異常のある場合には、当該建設用びよう打ち銃用空包を使用しないこと。
- 六 一日に消費場所に持ち込むことのできる建設用びよう打ち銃用空包の数量は、一日の消費見込量以下とすること。

- 七 消費場所内の一一定の場所に帳簿を備え、責任者を定めて、建設用びよう打ち銃用空包の受け払い及び消費残数量をその都度明確に記録すること。
- 八 構造物内のガス導管、導火管又は点火回路は、切断その他の損傷が起らぬような措置を講ずること。
- 九 発破母線への結線開始後（ガス導管発破にあつてはガス導管発破器への結線終了後）は、あらかじめ定めた危険区域に関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること。また、付近の者に発破する旨の通報を行い、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- 十 構造物の地上部分を電気発破により解体する場合であつて、落雷等により暴発を起すおそれがあるときは、第五十四条第四号の規定にかかわらず発破母線の点火器に接続する側の端を短絡させずに絶縁物で被覆すること。
- 十一 点火により、装填された火薬類が完全に爆発したことを確認するための工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管の設置等の措置を講じ、かつ、発破時の解体状況を詳しく観測すること。
- 十二 構造物解体発破の点火及び前号に規定する解体状況の観測は、安全な位置で行うこと。（不発）
- 第五十五条 装填された火薬類が点火後爆発しないとき又はその確認が困難であるときは、当該作業者は、次の各号の規定を守らなければならぬ。
- 一 ガス導管発破の場合には、ガス導管内の爆発性ガスを不活性ガスで完全に置換し、かつ、再点火ができないよう措置を講ずること。
- 二 電気雷管によつた場合には、発破母線を点火器から取り外し、その端を短絡させておき、かつ、再点火ができないよう措置を講ずること。
- 三 ガス導管発破の場合には第一号の措置、導火管発破の場合には再点火できないような措置を講じた後それぞれ五分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によつた場合には前号の措置を講じた後十分以上、その他の場合には点火後十五分以上を経過した後でなければ火薬類装填箇所に接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。
- 四 コンクリート破碎器は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該コンクリート破碎器を使用しないこと。
- 五 使用に適さないコンクリート破碎器は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた火工所（同項ただし書の場合にあつては、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること）に返送すること。
- 六 消費場所内の一一定の場所に帳簿を備え、責任者を定めて、建設用びよう打ち銃用空包の受け払い及び消費残数量をその都度明確に記録すること。

させること。ただし、一日の消費見込数量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。

建設用びよう打ち銃用空包を消費する場合は、次の各号の規定を守らなければならない。

一 消費する建設用びよう打ち銃用空包に適合したびよう及び建設用びよう打ち銃を使用すること。

二 建設用びよう打ち銃用空包を消費する場合には、当該作業に特に必要のある者以外の者を近づけないこと。

三 建設用びよう打ち銃用空包は、消費作業に従事する者が自ら携帯し、その者が携帯することのできる数量は、二百個（その原料をなす火薬又は爆薬〇・四グラム以下のものについては、四百個）以下とする。

四 消費作業に従事している者は、建設用びよう打ち銃用空包を他の作業者に引き渡すときは、消費数量及び消費残数量を確認すること。

五 建設用びよう打ち銃用空包の打ちがらは、消費場所に放置せず、できるだけ回収すること。

六 不発の建設用びよう打ち銃用空包がある場合には、水に浸す等の適切な措置を講ずること。

（模型ロケットに用いられる火薬類の消費）

第五十六条の三の一 消費場所において模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

一 模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

二 模型ロケットに用いられる火薬類の取扱いには、盜難予防に留意すること。

三 模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、酒気を帶びていないこと。

四 模型ロケットに用いられる火薬類を運搬するときは、噴射推進器と点火具と互いに接触しないように隔離してプラスチック製の箱又はファイバ板箱に入れ、静かに運搬すること。

五 模型ロケットに用いられる火薬類の消費所には、消火用水の備付けその他の消防のための準備をすること。

六 模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所には、模型ロケットに用いられる火薬類を

2 きせること。ただし、一日の消費見込数量が建設用びよう打ち銃用空包に適合したこと。

一 消費する建設用びよう打ち銃用空包に適合したびよう及び建設用びよう打ち銃を使用すること。

二 建設用びよう打ち銃用空包を消費する場合には、当該作業に特に必要のある者以外の者を近づけないこと。

三 建設用びよう打ち銃用空包は、消費作業に従事する者が自ら携帯し、その者が携帯することのできる数量は、二百個（その原料をなす火薬又は爆薬〇・四グラム以下のものについては、四百個）以下とする。

四 消費作業に従事している者は、建設用びよう打ち銃用空包を他の作業者に引き渡すときは、消費数量及び消費残数量を確認すること。

五 建設用びよう打ち銃用空包の打ちがらは、消費場所に放置せず、できるだけ回収すること。

六 不発の建設用びよう打ち銃用空包がある場合には、水に浸す等の適切な措置を講ずること。

（模型ロケットに用いられる火薬類の消費）

第五十六条の三の二 消費場所において模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

一 模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

二 模型ロケットに用いられる火薬類の取扱いには、盜難予防に留意すること。

三 模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、酒気を帶びていないこと。

四 模型ロケットに用いられる火薬類を運搬するときは、噴射推進器と点火具と互いに接触しないように隔離してプラスチック製の箱又はファイバ板箱に入れ、静かに運搬すること。

五 模型ロケットに用いられる火薬類の消費所には、消火用水の備付けその他の消防のための準備をすること。

六 模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所には、模型ロケットに用いられる火薬類を

管理及び打ち上げの準備作業（模型ロケットに噴射推進器を組み込む作業を含む。）を行ったための場所（以下この条において「打ち上げ準備所」という。）並びに発射台を設けること。

七 打ち上げ準備所は、発射台から二十メートル以上の距離をとること。

八 打ち上げ準備所は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。

九 打ち上げ準備所に模型ロケットに用いられる火薬類を存置する場合は、常時管理できる体制をとること。

十 打ち上げ準備所には、「火気厳禁」、「立入禁止」等と書いた警戒札を掲示すること。

十一 発射台は、国道、都道府県道、人の集合場所（模型ロケットの打ち上げ作業に従事する者の待機場所及び見学者の集合場所を除く。）、建物及び電線に対して、次の表の上欄に掲げる模型ロケットに組み込まれた火薬類の量に応じて同表の下欄に掲げる距離を確保すること。

火薬類の量 超えるもの 百グラムを超えるもの	確保すべき距離 二十グラムを超えるもの 百グラムを超えるもの	距離 六十メートル以上 百メートル以上 百二十五メートル以上 上の距離
四百五十グラムを 超えるもの	百二十五メートル以上 百メートル以上 百二十五メートル以上 上の距離	

十二 発射台は、他の発射台から五メートル以上の距離をとつて設置すること。

十三 秒速八メートル以上の風その他の天候上の原因により事故の発生するおそれがある場合には、模型ロケットの打ち上げを中止すること。

十四 模型ロケットに用いられる火薬類は、使用前に吸湿その他の異常の有無を検査し、異常のある場合には使用しないこと。

十五 前号の検査により使用に適さないと判断された火薬類は、その旨を明記した上で打ち上げ準備所に返送すること。

十六 模型ロケットの消費場所においては、火薬類を取り扱う者は、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。

十七 模型ロケットの点火に用いる電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

（発信器の消費）

第五十六条の三の三 消費場所において発信器及びその交換部品（火工品に限る。）（以下「発信器等」という。）を取り扱う場合には、第五十条第七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 発信器等を運搬するときは、衝撃等に対する安全な措置を講ずること。

二 発信器等は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には使用しないこと。

三 前号の検査により使用に適さないと判断された煙火は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた煙火置場（同項ただし書の場合にあつては、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所）に返送すること。

四 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛け煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置しないこと。

五 煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚

十六 模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所においては、打ち上げ準備所及び発射台上に必要な数量を超えないこと。

十七 発射台に携行する火薬類は、一回の打ち上げ準備所に返送すること。

十八 発射台及びランチロッドは、風向きを考慮して垂直より三十度以上広角にならないよう上方に向け、かつ打ち上げの際の衝撃又は風力により当該発射台の方向が変化しないよう固定すること。

十九 模型ロケットを打ち上げる際には、発射台から二十メートル以内に当該模型ロケットを打ち上げる者その他の模型ロケットの打ち上げ作業に従事する者以外の者が立ち入ることを防ぐべきこと。

二十 模型ロケットを打ち上げる際には、低空飛行するものがいないことを確認した後でなければ点火しないこと。

二十一 模型ロケットが点火されなかつた場合には、点火後三十秒以上経過した後に、模型ロケット及び模型ロケットに用いられる火薬類の点検を行うこと。

二十二 電気点火器及び点火具は、事前に導通を確認すること。

二十三 落雷の危険があるときは、点火具に係る作業を中止すること。

二十四 模型ロケットに用いられる火薬類は、模型ロケットの打ち上げ作業を行なう当日でなければ模型ロケットの消費場所に持ち込んではならない。

二十五 一日の作業終了後は、模型ロケットに用いられる火薬類を火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。

二十六 模型ロケットの消費場所においては、火薬類を取り扱う者は、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。

二十七 模型ロケットの点火に用いる電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

（煙火の消費）

第五十六条の四 消費場所において煙火を取り扱う場合には、第五十一条第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合は、当該煙火を使用しないこと。

二 全な措置を講ずること。

三 前号の検査により使用に適さないと判断された煙火は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた煙火置場（同項ただし書の場合にあつては、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所）に返送すること。

四 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛け煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置しないこと。

五 煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚

六 煙火の消費場所の付近に消火用水を備えること。

七 煙火を取り扱う場合には、酒気を帶びていなさいこと。

三 前号の検査により使用に適さないと判断された発信器等は、その旨を明記した上で、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。

四 動物に取り付けた発信器の位置を常に確認すること。

五 発信器の点火は、当該発信器に用いられる電池の残量に十分な余裕を確保しつつ行うこと。

六 発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡先を記載すること。

七 発信器等の消費、在庫等の数量を把握すること。

八 動物に取り付けた発信器が点火後発火しないときは、速やかに当該発信器を回収し、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。

九 発信器を点火するときは、住居が集中している地域及び広場、駅その他の多数の者の集合する場所を避け、安全な場所で行うこと。

十 発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡先を記載すること。

十一 発信器等の消費、在庫等の数量を把握すること。

十二 発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡先を記載すること。

十三 発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡先を記載すること。

十四 発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡先を記載すること。

十五 発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡先を記載すること。

十六 発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡先を記載すること。

十七 発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡先を記載すること。

消費場所においては、煙火の管理及び打揚げ等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。

前項の煙火置場は、次の各号の規定によらなければならぬ。

一 煙火置場は、打揚筒の設置場所、仕掛け煙火の設置場所及び火気を取り扱う場所に対し、二十メートル以上の距離をとること。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ずこの距離をとることができない場合には、星の衝突等による衝撃が煙火置場の内部に及ばないよう措置を講ずること。

二 煙火置場は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。

三 煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、盜難を防止するための措置を講ずること。

四 煙火置場の周囲には、「立入禁止」、「火気厳禁」と書いた警戒札を掲示すること。

五 煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、これらに覆いをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。

煙火（手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同じ。）を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

一 打揚煙火の打揚筒及び仕掛け煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。

二 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、煙火の消費を中止すること。

三 打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと。

四 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しの都度完全に蓋をし、又は覆いをすること。

五 打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向け、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。

七 打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。

八 消費の準備の終了した仕掛け煙火（火の粉に点火しないよう必要な措置が講じられているものを除く。）から二十メートル以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。
ただし、当該仕掛け煙火から二十メートル以内の場所に関係人がいない場合は、この限りでない。

九 上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対し二十メートル以上の安全な高さで開かせること。

十 煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させること。ただし、連発打揚げをする場合には、この限りでない。

十一 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

十二 直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、離隔距離（打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離）をいう。（以下この号において同じ。）が二十メートル以上となるようにすること。（ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。）

イ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル未満となる場合において、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物（以下のこの号及び第十四号において「飛散物」という。）を遮断する防護措置を講ずること。

ロ 直径二十四センチメートルを超える直径三十七センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合又は直径三十七センチメートルを超える直径六十センチメートル以下の中球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が二十メートル未満となる場合において飛散物の威力を軽減する防護措置を講ずること。

ハ 直径二十四センチメートル以下の中球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合において飛散物に対する安全対策を講ずるとき。

十二 直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点

火すること。ただし、前号イの場合は、この限りでない。

十三 第十一号イの場合（直径三センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合を除く。）には、当該打揚げに使用する打揚筒は他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に對して二メートル以上の距離をとること。

十四 第十一号ロの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、軽量の飛散物となるような材質のものをできるだけ使用すること。

十五 点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守ること。

イ 打揚筒内をのぞき込まずに直ちに打揚筒から離れること。

ロ 十分な時間が経過した後に、打揚筒内に多量の水を注入する等の当該煙火が打ち揚がらない措置を講じ、煙火を取り出すこと。

十六 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。

一 煙火の消費に際し、電気点火を行ふ場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

二 点火具は、取扱いに際し、摩擦、衝撃等に対して安全な点火具により行うこと。

三 落雷の危険がある場合には、点火具に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。

四 漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。

五 電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。

六 点火母線は、電気点火器の出力電圧に耐え得る絶縁効力のあるもので機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。

七 点火母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帶電するおそれが多いものから隔離すること。

八 電気点火器と点火母線との接続後は、打揚筒に近づかない等の危害予防の措置を講ずること。

九 点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火具の全抵抗を考慮した後、点火具に所要電流を通ずること。

十 電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火することができないよう措置を講ずること。

十一 点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。

十二 点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信号を受信することにより点火具が意図反して発火しないよう措置を講ずること。

十三 手筒煙火を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

一 手筒煙火の消費場所は、当該手筒煙火に詰められた黒色火薬の重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対して安全な距離をとること。

二 手筒煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、手筒煙火の消費を中止すること。

三 手筒煙火の消費中は、他の手筒煙火を消費している者に対して安全な距離をとること。

四 火の粉が十分に噴き出している間は、噴出口及び筒底を自己又は他人の身体に向けないこと。

五 手筒煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

六 手筒煙火に点火しても火の粉が噴き出さないときは、噴出口をのぞき込まずに、噴出口から簡に多量の水を注入すること。

(帳簿)

第五十六条の五 法第四十一条第一項の規定による法第三十条第二項の消費者が帳簿に記載すべき事項は、消費した火薬類の種類および数量ならびに消費の年月日および場所とする。

2 法第四十一条第二項の規定による前項の帳簿の保存期間は、記載の日から一年とする。

第五十六条の六 削除

(安定度試験を実施すべき火薬類の期間)

第五十七条 法第三十六条第一項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、左の各号に掲げるものとする。

一 硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬にあつては、製造後一年

二 硝酸エステルを含有しない爆薬にあつては、製造後三年

三 前項第一号の火薬または爆薬で、製造年月日の不明なものは製造後二年以上を、同項第二号の爆薬で製造年月日の不明なものは製造後三年以上を経過したものとみなす。

(安定度試験)

第五十八条 法第三十六条第一項の安定度試験の方法は、次条から第六十一条までに定める遊離酸試験、耐熱試験および加熱試験とし、その実施区分は左表による。

火薬類の種類	実施区分	硝酸エステル	硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬
硝酸エステル	製造後一年以上を経過したるもの	年に一回遊離酸試験または耐熱試験を行うこと。	月から三箇月ごとに一回耐熱試験とし、その試験を行うこと。
硝酸エステルを含有しない	製造後二年以上を経過したるもの	二年を経過した日に月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行い、当該試験日から三箇月ごとに一回耐熱試験を行ふこと。	二年を経過した日に月から三箇月ごとに一回耐熱試験を行ふこと。
爆薬	不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から三箇月ごとに一回耐熱試験を行ふこと。	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から三箇月ごとに一回耐熱試験を行ふこと。
硝酸エステルを含有しない	製造後三年以上を経過したるもの	年一回遊離酸試験を行ふこと。	年一回遊離酸試験を行ふこと。
硝酸エステル	不明のもの	当該試験日以後、年一回遊離酸試験を行ふこと。	当該試験日以後、年一回遊離酸試験を行ふこと。
爆薬	不明のもの	年一回遊離酸試験を行ふこと。	年一回遊離酸試験を行ふこと。

2 火薬類を輸入した者は、前表によるほか輸入直後において硝酸エステルおよびこれを含有す

る火薬または爆薬については遊離酸試験および耐熱試験、硝酸エステルを含有しない爆薬については遊離酸試験および加熱試験を行わなければならない。

3 前項の試験は、製造所および製造年月日を数は切上げとする。)について一箱以上、製造後二年以上を経過したものには十箱(端数は切上げとする)に、他のものにあつては一箱ごとに行うものとする。

4 硝酸エステルを含有する火薬または爆薬(硝酸エヌモニウムを含有するものを除く)において、製造の際遊離酸試験用の青色リトマス試験紙を各容器に薬粒または薬包とともに入れ、三箇月ごとにこれを交換する場合にあつては、当該試験紙が全面にわたり赤変したときは製造後二年以上を経過したものとみなして第一項の規定を適用し、当該試験紙が全面にわたり赤変しない限りは、同項の規定を適用しないことができる。

(遊離酸試験)

第五十九条 遊離酸試験の方法は、左の各号の規定によらなければならぬ。

一 火薬類の包装紙を解き、遊離酸試験器にそろばななければならぬ。マス試験紙を試料の上方につるして密栓すること。

(耐熱試験)

第六十条 耐熱試験の方法は、左の各号の規定によらなければならぬ。

一 試験管に入れる試料は、左の各号に掲げるものとする。

(遊離酸試験)

第六十一条 密栓した後、青色リトマス試験紙が全面にわたり赤変するまでの時間を遊離酸試験時間とし、これを測定すること。

(耐熱試験)

第六十二条 耐熱試験の方法は、左の各号の規定によらなければならぬ。

一 試験管に入れる試料は、左の各号に掲げるものとする。

(遊離酸試験)

第六十三条 遊離酸試験の方法は、左の各号の規定によらなければならぬ。

一 試験管に入れる試料は、左の各号に掲げるものとする。

(遊離酸試験)

第六十四条 法第三十六条第一項の規定による安定度試験の結果報告には、試験を実施した火薬類の種類、数量および製造年月日ならびに試験実施期日、試験方法および試験成績を記載するものとする。

5 度で約五時間乾燥したものを三・五グラムは、粒状のものについてはそのままのものとす。

6 細胞その他の爆薬にあつては、乾燥したものについてはそのままのものを、吸湿したものについては常温で真空乾燥器等により充分乾燥したものとす。

7 細胞その他の爆薬にあつては、乾燥したものについてはそのままのものを、吸湿したものについては常温で真空乾燥器等により充分乾燥したものとす。

8 細胞その他の爆薬にあつては、乾燥したものについてはそのままのものを、吸湿したものについては常温で真空乾燥器等により充分乾燥したものとす。

9 細胞その他の爆薬にあつては、乾燥したものについてはそのままのものを、吸湿したものについては常温で真空乾燥器等により充分乾燥したものとす。

10 細胞その他の爆薬にあつては、乾燥したものについてはそのままのものを、吸湿したものについては常温で真空乾燥器等により充分乾燥したものとす。

(廃棄の許可申請)

(第十章 廃棄)

(第六十五条)

(第六十六条)

(第六十七条)

(第六十八条)

(第六十九条)

(第七十条)

(第七十一条)

(第七十二条)

(第七十三条)

(第七十四条)

(第七十五条)

(第七十六条)

(第七十七条)

(第七十八条)

(第七十九条)

(第八十条)

(第八十一条)

(第八十二条)

(第八十三条)

(第八十四条)

(第八十五条)

(第八十六条)

(第八十七条)

(第八十八条)

(第八十九条)

(第九十条)

(報告)

11 実施試験の結果報告には、試験を実施した火薬類の種類、数量および製造年月日ならびに試験実施期日、試験方法および試験成績を記載するものとする。

12 第二十九条の十四の表第十四号における都道府県知事(当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の長)。第八十一条の十四の表第十四号における同じ。に提出しなければならない。

13 第三十の火薬類廃棄許可申請書を廃棄地を管轄する都道府県知事(当該廃棄地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該廃棄地を管轄する指定都市の長)。第八十一条の十四の表第十四号における同じ。に提出しなければならない。

14 第二十九条の二の規定による廃棄に関する技術上の基準

15 第二十九条の二の規定による廃棄に関する技術上の基準は、次条に定めるところによる。

16 第二十九条の二の規定による廃棄に関する技術上の基準は、次条に定めるところによる。

(第六十八条)

(第六十九条)

(第七十条)

(第七十一条)

(第七十二条)

(第七十三条)

(第七十四条)

(第七十五条)

(第七十六条)

(第七十七条)

(第七十八条)

(第七十九条)

(第八十条)

(第八十一条)

(第八十二条)

(第八十三条)

(第八十四条)

(第八十五条)

(第八十六条)

(第八十七条)

(第八十八条)

(第八十九条)

(第九十条)

(第九十二条)

(第九十三条)

(第九十四条)

(第九十五条)

(第九十六条)

(第九十七条)

(第九十八条)

(第九十九条)

ト 火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関する事項。

チ 火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に關すること。

リ 製造作業日誌又は火薬庫における火薬類の出納の記載に關すること。

ヌ 危険時における応急措置及び避難方法の全般に關すること。

ル ホからヌまでに掲げること以外の火薬類取締に關する法令中の必要な部分に關すること。

ヲ ホからルまでに掲げることのほか、火薬類の製造及びこれに附隨する取扱いに関する保安管理技術に關すること。

イ 一般従業者（未熟練従業者を除く。）に対して施すべき保安教育の内容

ロ 前号イからハまでに掲げること。

ハ 二般従業者（未熟練従業者を除く。）に對して施すべき保安教育の内容

イ 従事しようとしており、又は現に従事している製造作業に係る火薬類の性質の詳細に関する事項。

ロ 従事しようとしており、又は現に従事している製造作業に係る火薬類の製造方法の構造、位置及び設備の技術上の基準の細目に関する事項。

ホ 取り扱おうとしており、又は現に取り扱つてゐる火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に關すること。

ヘ 製造作業日誌又は火薬庫における火薬類の出納の記載に關すること。

ト 危険時における応急措置及び避難方法に關すること。

チ ハからトまでに掲げること以外の火薬類取締に關する法令中の必要な部分に關すること。

リ イからチまでに掲げることのほか、従事しようとしており、又は現に従事している火薬類の製造作業に係る保安上必要な事項に關すること。

ヌ 未熟練従業者に對して施すべき保安教育の細目に關すること。

イ 第一号イからハまで並びに前号ハからホまで及びトに掲げること。

ロ 前号ハからホまで及びトに掲げること。口 外の火薬類取締に関する法令中の必要な部外に掲すること。

ハ イ及びロに掲げることのほか、従事しようとしており、又は現に従事している火薬類の製造作業に係る保安上必要な事項に關すること。

煙火の製造業者は、製造保安責任者、製造副保安責任者及び製造保安責任者の代理者については前項の規定によるほか、次の各号に掲げる内容の保安教育を施さなければならない。

一 火薬類取締に関する法令に關すること。

二 煙火の製造に関する保安管理技術に關すること。

三 煙火の製造方法に關すること。

四 火薬類の性能試験方法に關すること。

5 第一項に掲げる保安教育は、従業者が保安意識を高め、必要な知識を修得することができるよう適切な期間をおいて反覆して行わなければならぬ。

6 第二項及び第三項に掲げる保安教育は、当該保安教育を受ける者が保安に関する知識の水準を維持向上することができるよう、教育効果を十分にあげられるような適切な時間を確保して行うとともに、適切な期間をおいて反復して行わなければならない。

7 未熟練従業者については、第五項の規定によるほか、その者が当該製造作業又はこれに附隨する取扱いに従事する前に保安教育を施さなければならぬ。

第六十七条の五 販売業者は、次の各号に掲げる内容の保安教育を施さなければならない。

一 前条第一項第一号イからハまで、ト、チ及びヌに掲げること。

二 法第五条の規定による販売営業の許可を受けている火薬類の性質の詳細に関すること。

三 販売台帳又は火薬庫における火薬類の出納の記載に関すること。

四 前条第一項第一号ト、チ及び又並びに前号に掲げること以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関すること。

五 前条第一項第一号ハ、ト、チ及び又並びに第二号から前号までに掲げることのほか、火薬類の販売及び貯蔵並びにこれらに附隨する取扱いに関する保安管理技術に関すること。

六 保安責任者の代理者については、前項の規定によるほか、次の各号に掲げる内容の保安教育を施さなければならぬ。

一 火薬類取締に関する法令に関すること。

二 火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること。

三 次の各号に掲げる保安教育は、当該各号に掲げる者に行わせなければならない。

一 第一項に規定する保安教育 取扱保安責任者その他火薬類取締に関する法令及び火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに附隨する取扱いに係る保安について十分な知識及び経験を有する者

二 前項に規定する保安教育 製造保安責任者その他火薬類取締に関する知識を修得することができるように関する保安管理技術について十分な知識及び経験を有する者

四 第一項に掲げる保安教育は、従業者が保安意識を高め、必要な知識を修得することができるよう適当な期間をおいて反復して行わなければならない。

五 第二項に掲げる保安教育は、取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理人者が保安に関する知識の水準を維持向上することができるよう、教育効果を十分にあげられるよう適当な時間を確保して行うとともに、適当な期間をおいて反復して行わなければならない。

六 未熟練従業者については、第四項の規定によると、その者が当該火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに附隨する取扱いに従事する前に保安教育を施さなければならない。

第六十七条の六 法第二十九条第四項の規定により保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者は、保安教育を受ける従業者の区分に従い、次の各号に掲げる内容の保安教育を施さなければならぬ。

一 幹部従業者及び保安関係従業者に対して施すべき保安教育の内容

イ 第六十七条の四第一項第一号イからハまで、ト、チ及び又に掲げること。

ロ 消費しようとしており、又は現に消費している火薬類の性質の詳細に関すること。

ハ 消費しようとしており、又は現に消費している火薬類に関する消費の技術上の基準に関すること。

二 火薬類の消費又は火薬庫における火薬類の出納の記載に関すること。

ホ 第六十七条の四第一項第一号ト、チ及び又並びにハ及びニに掲げること以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関すること。

ヘ 第六十七条の四第一項第一号ハ、ト、チ及び又並びにロからホまでに掲げることとのほか、火薬類の消費及びこれに附隨する取扱いに関する保安管理技術に関すること。

二 一般従業者及び未熟練従業者に対して施すべき保安教育の内容

イ 第六十七条の四第一項第一号イ及び同項第二号ホ及びト並びに前号ニに掲げるのこと。

ロ 従事しようとしており、又は現に従事している火薬類の管理及び発破の準備、これらに係る火薬類取扱所及び火工所、消費場所における取扱い、発破、電気発破又は坑道式発破に関する技術上の基準に関すること。

三 取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者については、前項の規定によるほか、次の各号に掲げる内容の保安教育を施さなければならない。

一 火薬類取締に関する法令に関すること。

二 保安教育の方法及び時期については、前条第三項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項及び第六項中「販売若しくは貯蔵又はこれらに附隨する取扱い」とあるのは「消費又はこれに附隨する取扱い」と読み替えるものとする。

(消費者の指定)

火薬庫 (煙火、火 薬庫、が ん具煙火 貯蔵庫及 べ)	区分	は消費合計量又 は消費合計量又	危险工室にお いて製造作業 に従事する從 業者数(以上)	製造副保安責 任者数(以上) (取扱保安責任者等の選任基準等)	人一	人十五
一年間に二十 トン以上の爆 薬	免 責 状 任 者 者 の 資 格	取 扱 保 安 責 任 者 の 資 格	人二	人十五百		
甲種火 薬類取 扱保安 責任者	人三	人十五百二				
乙種火 薬類取 扱保安 責任者	人四	人十五百三				
甲種又 乙種火 薬類取 扱保安 責任者	人五	人十五百四				

2 法第三十条第一項の規定による製造保安責任者及び製造副保安責任者又は製造保安責任者の選任数は、製造ごとに、製造保安責任者は一人、製造副保安責任者は次の表のとおりとする。

第六十九条 法第二十三条第二項の規定による火薬類の消費の数量は、火薬又は爆薬一月に二十五キログラムとする。ただし、無添加可塑性爆薬（第十九条第四項各号の一に該当する可塑性爆薬であつて国行政機関又は都道府県警察の職員が消費するものを除く。）にあつては、〇キログラムを超える数量とする。

法第三十条第二項の規定による取扱保安責任者及び取扱副保安責任者又は取扱保安責任者の選任資格は、火薬庫の所有者又は占有者については火薬庫群ごとに、消費者については消費場所ごとに、次の表のとおりとする。

者免状を有する者をもつてかえることができる。

ハ この表において、火薬又は爆薬（起爆薬を除く。）を製造する製造所であつて、これをのみを製造するものに係る製造副保安責任者については、丙種火薬類製造保安責任者免状を有する者をもつてかえることができる。

ニ この表において変形及び修理の項中火工品（信号焰管、信号火せん及び煙火を除く。）については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量について、同項の選任資格を適用する。

2 法第三十条第一項の規定による製造保安責任者及び製造副保安責任者又は製造保安責任者の選任数は、製造ごとに、製造保安責任者は一人、製造副保安責任者は次の表のとおりとする。

消費者	有者 又は占 用者	導火線庫 庫、がん 具煙火貯 藏庫又は	煙火火薬 庫	び導火線 庫を除 く。)の 所有者又 は占有者
は爆薬 以上の火薬又 は爆薬	一月に一トント ン以上			トントン未満の爆 薬
火薬類取 扱保安 責任者	甲種又 は甲種火 薬類取 扱保安 責任者	火薬類取 扱保安 責任者	乙種又 は甲種火 薬類取 扱保安 責任者	乙種又 は甲種火 薬類取 扱保安 責任者
火薬類取 扱保安 責任者	乙種又 は甲種火 薬類取 扱保安 責任者	火薬類取 扱保安 責任者	乙種又 は甲種火 薬類取 扱保安 責任者	乙種又 は甲種火 薬類取 扱保安 責任者
火薬類取 扱保安 責任者	乙種又 は甲種火 薬類取 扱保安 責任者	火薬類取 扱保安 責任者	乙種又 は甲種火 薬類取 扱保安 責任者	乙種又 は甲種火 薬類取 扱保安 責任者

第三十一条 法第三十三条第一項の規定により選任する製造保安責任者又は取扱保安責任者の代理者の選任資格は、第六十八条第一項の製造保安責任者又は前条第二項の取扱保安責任者の選任資格の例による。ただし、一日に三百キログラム以上の信号焰管、信号火せん及び煙火のみを製造する製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつてこれを原料として信号焰管、信号火せん及び煙火のみを製造するもの（第六十八条第一項の表イ及びロに規定するものを除く。）にあつては、丙種火薬類製造保安責任者免状を有する者をもつてかえることができる。	第三十二条 法第三十二条第二項の規定による監督すること。
（製造保安責任者の職務）	（代理者の選任資格）
第七十条 法第三十三条第一項の規定により選任する製造保安責任者又は取扱保安責任者の代理者の選任資格は、第六十八条第一項の製造保安責任者又は前条第二項の取扱保安責任者の選任資格の例による。ただし、一日に三百キログラム以上の信号焰管、信号火せん及び煙火のみを製造する製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつてこれを原料として信号焰管、信号火せん及び煙火のみを製造するもの（第六十八条第一項の表イ及びロに規定するものを除く。）にあつては、丙種火薬類製造保安責任者免状を有する者をもつてかえることができる。	（取扱保安責任者の職務）
（製造保安責任者の職務）	（代理者の選任資格）
第七十条の二 法第三十二条第一項の規定による監督すること。	第七十条の三 法第三十二条第二項の規定による監督すること。

一 製造施設の構造、位置及び設備又は製造方 法が法第七条第一号又は第二号の技術上の基 準に適合し、又は適合して維持されるよう監 督すること並びに危害予防規程が遵守され よう監督すること。この場合において、法第 七条第一号及び第二号の技術上の基準のう ち、盜難防止に関する事項及び火薬類一時置 場における無煙火薬の存置に関する事項につ いては、特に注意しなければならない。	一 製造施設の構造、位置及び設備又は製造方 法が法第七条第一号又は第二号の技術上の基 準に適合し、又は適合して維持されるよう監 督すること並びに危害予防規程が遵守され よう監督すること。この場合において、法第 七条第一号及び第二号の技術上の基準のう ち、盜難防止に関する事項及び火薬類一時置 場における無煙火薬の存置に関する事項につ いては、特に注意しなければならない。
二 取扱保安責任者が火薬類の貯蔵に係る保安に 関して行なうべき職務は、次のとおりとする。 一 製造施設の構造、位置若しくは設備又は製 造する火薬類の種類若しくは製造方法が法第 十条第一項の許可を受けないで変更されるこ とがないよう監督すること。	二 取扱保安責任者が火薬類の貯蔵に係る保安に 関して行なうべき職務は、次のとおりとする。 一 製造施設の構造、位置若しくは設備又は製 造する火薬類の種類若しくは製造方法が法第 十条第一項の許可を受けないで変更されるこ とがないよう監督すること。
二 火薬類の貯蔵上の取扱い又は火薬庫の構 造、位置及び設備が法第十一条第二項又は第 十二条第三項の技術上の基準に適合し、又は 適合して維持されるよう監督すること。この 場合において、法第十一条第二項及び第十二 条第三項の技術上の基準のうち盜難防止に 関	二 火薬類の貯蔵上の取扱い又は火薬庫の構 造、位置及び設備が法第十一条第二項又は第 十二条第三項の技術上の基準に適合し、又は 適合して維持されるよう監督すること。この 場合において、法第十一条第二項及び第十二 条第三項の技術上の基準のうち盜難防止に 関

2
經濟産業大臣及び指定試験機関は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十二条の七第三項の規定により經濟産業大臣の行う試験（指定試験機関にあつては、法第三十一条の三第一項の規定に基づき指定試験機関の行う試験）を受けようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。
3
都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の七第五項又は第三十条の八第一項の規定により都道府県知事の行う試験を受けようとする者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用し、又は当該情報の提供を受けることができるときは、当該試験を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。
第七十八条の二 火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けようとする（免状の交付の申請）

取された者であつて、その再交付を受けようとするものは、様式第三十五の免状再交付申請書を、当該試験に係る経済産業大臣又は都道府県知事（法第三十一条の二第一項の規定に基づき経済産業大臣又は都道府県知事が免状再交付申請書の受理の事務を含む免状交付事務を委託している場合にあつては、当該法人）に提出しなければならない。

第七十九条 削除

（免状交付事務に係る委託契約書の記載事項）

第八十条 令第六条第一号ニの経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 委託契約の金額
- 二 委託契約の代金の支払の時期及び方法
- 三 免状交付事務を受託する法人による経済産業大臣又は都道府県知事への報告に関する事項

第八十一条 令第六条第一号の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事が免状交付事務を委

第七十八条 試験を受けようとする者は、様式第三十一条の受験願書に写真（旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一）に定める要件を満たしたもので、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添えて経済産業大臣の行う試験にあつては経済産業大臣（法第三十一条の三第一項の規定に基づき経済産業大臣が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関）に、都道府県知事の行う試験にあつては当該都道府県知事（法第三十一条の三第一項の規定に基づき都道府県知事が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合は、指定試験機

第七十八条の四 法第三十一条第七項において準用する同法第十七条第七項の規定による火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の書換を受けようとする者は、様式第三十四の免状書換申請書に当該免状を添えて、当該試験に係る経済産業大臣又は都道府県知事（法第三十一条の二第一項の規定に基づき経済産業大臣又は都道府県知事が免状書換申請書の受理業務の事務を含む免状交付事務を委託している場合にあつては、当該法人）に提出しなければならない。
(免状の再交付の申請)

三 在地
四 行おうとする試験事務の範用
四 試験事務を開始しようとする年月日
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 次の事項を記載した書類

イ 役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称

ロ 会員事務の全部の方法に関する十四

2 前項の免除の申請をしようとする者は、次条の規定により様式第二十一の受験願書を提出する際に、免除事由を証明する文書を添えなければならない。

第七十八条の三 火薬類製造保安責任者免状及び
火薬類取扱保安責任者免状の様式は、様式第三
十三ととする。

申請書を経済産業大臣に提出しなければならぬ。いふ。

者	消項第十第三 費の二条三法三	者	消項第十第三 費の二条三法二	た け 受 者
る員県又は行政機関を除す職場の消費を除する職業の範囲が、各号の第一四第塑に該当するものに係る部分を除く。	可塑性の添加剤を含有する可塑性の爆薬を、都道府県警察の職員が消費するものに該当する場合を除く。	（第十九条第四項各号の一に該当する可塑性の爆薬で、行政機関又は都道府県警察が、その職員が消費するものに係る部分を除く。）	爆薬の添加剤を含有する可塑性の爆薬を、行政機関又は都道府県警察が、その職員が消費するものに係る部分を除く。	並びに危険を除く。予防の方法に変更があつたとき又は火薬類の記載事項書
る員県又は行政機関を除す職場の消費を除する職業の範囲が、各号の第一四第塑に該当するものに係る部分を除く。	可塑性の添加剤を含有する可塑性の爆薬を、都道府県警察の職員が消費するものに係る部分を除く。	（第十九条第四項各号の一に該当する可塑性の爆薬で、行政機関又は都道府県警察が、その職員が消費するものに係る部分を除く。）	爆薬の添加剤を含有する可塑性の爆薬を、行政機関又は都道府県警察が、その職員が消費するものに係る部分を除く。	並びに危険を除く。予防の方法に変更があつたとき又は火薬類の記載事項書
た月場月消費量類爆加そ 報集所日費並及び無添 告計を及び年数種性添 書し毎び年無添	た月場月消費量類爆加そ 報集所日費並及び無添 告計を及び年数種性添 書し毎び年無添	た月場月消費量類爆加そ 報集所日費並及び無添 告計を及び年数種性添 書し毎び年無添	た月場月消費量類爆加そ 報集所日費並及び無添 告計を及び年数種性添 書し毎び年無添	た月場月消費量類爆加そ 報集所日費並及び無添 告計を及び年数種性添 書し毎び年無添
臣產て長監業すを消 業経を督保る管費 大済經部安産轄地	臣產て長監業すを消 業経を督保る管費 大済經部安産轄地	臣產て長監業すを消 業経を督保る管費 大済經部安産轄地	臣產て長監業すを消 業経を督保る管費 大済經部安産轄地	臣產て長監業すを消 業経を督保る管費 大済經部安産轄地
日十二月翌	内以日十三後了終度年	日十二月翌	内以日十三後了終度年	日十二月翌

(がん具煙火の適用除外)

第九十一条 法第五十五条第五項の規定による適用除外の数量は、適用を除外される各規定ごとに次に定めるところによるものとする。

一 法第三条および第四条の規定については、一日につき二キログラム以下の硝酸塩を中心とする火薬（塩素酸塩または赤磷を含有しないものに限る。）を使用して第一条の五第一号イ（2）、（3）または（6）に掲げるがん具煙火を製造する者

二 法第十二条第二項および第三項、第三十八条ならびに第四十六条第一項第二号の規定について、原料をなす火薬または爆薬の数量が二十五キログラム以下のがん具煙火（第一号へ（2）に掲げるものを除く。）

三 法第十三条の規定については、一日につき二十五キログラム以下の火薬または五キログラム以下の第一条の五第一号へ（2）に掲げるがん具煙火の数量

四 法第二十九条の規定については、一日につき五キログラム以下の火薬または一キログラム以下の爆薬を使用してがん具煙火を製造する製造業者

五 法第三十条第二項の規定については、一箇月につき原料をなす火薬または爆薬の数量が十トン以下のがん具煙火のみを貯蔵する火薬庫の所有者または占有者

六 法第三十五条および第三十五条の二の規定について、第四号の製造業者の製造設

第九十二条 第六十一条及び第八十九条（都道府県知事又は指定都市の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、昭和二十五年十一月三日から施行する。

（他の命令の改廢）

2 銃砲火薬類取締法施行細則（明治四十四年内務省令第二号）および煙火原料用火薬、爆薬及煙火製造作業主任者資格試験に関する件（大正十三年内務省令第二十三号）は、廃止する。

3 第十九条第四項の規定は、自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊が火薬類を貯蔵する場合については、平成三十一年十二月十八日までの間は、適用しない。

附 則（昭和二七年七月二九日通商産業省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第六十九条第一項および第二項の規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

4 第二条第一項の改正規定、第六十九条の改正規定及び第七十条の改正規定、公布の日から起算して一年を経過した日

附 則（昭和二九年六月一日通商産業省令第三七号）

この省令は、火薬類取締法の一部を改正する法律（昭和二八年法律第五十六号）の施行の日（昭和二十八年八月八日）から施行する。

附 則（昭和二九年六月一日通商産業省令第二五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年八月一七日通商産業省令第三八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十条ならびに第六十九条第一項および第二項の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附 則（昭和二九年八月一七日通商産業省令第一一四号）抄

この省令は、昭和三十九年十一月十日から施行する。

附 則（昭和二九年八月一七日通商産業省令第一一七号）抄

この省令は、昭和四十年十月十五日から施行する。ただし、第一条の五第一号へ（1）の改正規定は、公布の日から起算して十一月を経過した日から施行する。

附 則（昭和三〇年八月一七日通商産業省令第四四号）抄

この省令は、昭和四十一年五月十日から施行する。

附 則（昭和三〇年八月一七日通商産業省令第四四号）抄

この省令は、昭和四十年十月十五日から施行する。ただし、第一条の五第一号へ（1）の改正規定は、公布の日から起算して十一月を経過した日から施行する。

附 則（昭和三〇年八月一七日通商産業省令第四四号）抄

この省令は、昭和四十一年五月十日から施行する。

のために旧銃砲火薬類取締法施行規則（明治十四年勅令第十六号）第三十二条第一項の許可を受け、かつ、その基準を維持して設置されている三級火薬庫であつて、改正後の第二十七条の規定に適合しなかつたものには爆薬十五キログラム以下を貯蔵することができる。この場合には、第一条の六第一項の規定を適用する。

附 則（昭和三九年二月一日通商産業省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年一月二日通商産業省令第一号）抄

この省令は、昭和四十九年六月二十日から施行する。ただし、第一条の五第一号へ及び第四十九条第四号の改正規定は、昭和五十年十二月二十九日から施行する。

附 則（昭和五〇年一月九日通商産業省令第一号）抄

この省令は、昭和五十年三月一日から施行する。ただし、第二十一条第一項第一号の二の改正規定は、昭和五十年九月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年一月九日通商産業省令第一号）抄

この省令は、昭和五十年三月一日から施行する。ただし、第二十一条第一項第一号の二の改正規定は、昭和五十年九月一日から施行する。

附 則（昭和五一年八月二八日通商産業省令第一号）抄

この省令は、昭和五十一年九月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の六の改正規定、第二条第一項の改正規定、第九条の改正規定、第三十七条の改正規定、第四十九条の改正規定及び第六十七条第一項の改正規定、公布の日から施行する。

二 第七十四条の改正規定、昭和四十九年四月一日から施行する。

三 第六十八条第一項の改正規定、第六十九条の改正規定及び第七十条の改正規定、公布の日から起算して一年を経過した日

附 則（昭和四九年六月二〇日通商産業省令第四一号）

この省令は、昭和四十九年六月二十日から施行する。

附 則（昭和四九年六月二〇日通商産業省令第一号）抄

この省令は、昭和四十九年六月二十日から施行する。

附 則（昭和五〇年一月九日通商産業省令第一号）抄

この省令は、昭和五十年三月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年一月九日通商産業省令第一号）抄

この省令は、昭和五十年三月一日から施行する。

附 則（昭和五一年八月二八日通商産業省令第一号）抄

この省令は、昭和五十年三月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

<p>附 則 (昭和六〇年六月八日通商産業省令第二二号)</p> <p>この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和六一年九月三〇日通商産業省令第四七号)</p> <p>この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和六一年一二月四日通商産業省令第八二号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七十九条の改正規定及び別表第十六の次に一表を加える改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成元年八月二九日通商産業省令第五八号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年七月七日通商産業省令第三三号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年九月二十五日通商産業省令第四三号)</p> <p>この省令は、平成二年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三年二月五日通商産業省令第一号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成四年一〇月一五日通商産業省令第六四号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成五年一二月一五日通商産業省令第九三号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成六年七月二七日通商産業省令第五八号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年五月二六日通商産業省令第六〇号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年六月三〇日通商産業省令第四五号)</p> <p>この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年三月三〇日通商産業省令第五二号)</p> <p>この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成七年一〇月六日通商産業省令第七六号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成八年三月二九日通商産業省令第二八号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成九年五月一日通商産業省令第八六号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成九年九月二六日通商産業省令第一〇〇号)</p> <p>この省令は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年七月四日通商産業省令第一三五号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三を加える改正規定(第三項に係る部分に限る)は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年四月二八日通商産業省令第九九号) 抄</p> <p>この省令による改正後の火薬類取締法施行規則(以下「新規則」という。)第六十七条の二の保安教育計画の認可の申請は、この省令の施行前においても、新規則第六十七条の二から第六十七条の六までの規定の例により行うことができる。</p> <p>附 則 (平成一四年一月三一日経済産業省令第一一九号)</p> <p>この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一四年一月一ニ二日経済産業省令第一四二号)</p> <p>この省令の施行の際現に前回の保安検査証の交付を受けた日(保安検査を受けたことのない特定施設又は火薬庫にあっては、完成検査証の交付を受けた日)から十一月を経過した特定施設又は火薬庫については、この省令の施行の日から一月間は、改正後の火薬類取締法施行規則第四十四条の二第三項の規定は、適用しない。</p> <p>附 則 (平成一五年三月三〇日経済産業省令第九九号) 抄</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一四年一月一ニ二日経済産業省令第一一九号)</p> <p>この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一四年一月一ニ二日経済産業省令第一四二号)</p> <p>この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(平成十四年法律第四十三号)の一部の施行の日(平成十四年十一月十四日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年三月三一日経済産業省令第四二号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年三月三一日経済産業省令第四三号) 抄</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一五年七月二十五日経済産業省令第八六号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年三月一一日経済産業省令第二六号)</p> <p>この省令は、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十六年三月一日)から施行する。</p>
<p>附 則 (平成七年一〇月六日通商産業省令第七六号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>2 この省令による改正後の火薬類取締法施行規則(以下「新規則」という。)第六十七条の二の保安教育計画の認可の申請は、この省令の施行前においても、新規則第六十七条の二から第六十七条の六までの規定の例により行うことができる。</p> <p>3 この省令の施行の際現にある無煙火薬の火薬類一時置場については、この省令の施行の日から三月間は、改正後の火薬類取締法施行規則第四条第一項第九号の三の規定は、適用しない。</p>
<p>附 則 (平成七年一〇月六日通商産業省令第七六号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>2 この省令による改正後の火薬類取締法施行規則第一項の規定の適用に関しては、平成十三年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。</p> <p>3 この省令の施行の際現にある無煙火薬の火薬類一時置場については、改正後の火薬類取締法施行規則第一項第九号の三の規定は、適用しない。</p>

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十七条の四の改正規定は、平成十六年三月三十一日以後のものとする。

2
十月一日から施行し、第七十四条の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

四条第一項第五号の二の規定の適用に関する事項は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、製造所内に爆発の危険のある危険工室等が存在しない場合、爆発の危険のある危険工室等と原料薬品貯蔵所との間に当該爆発の危険のある危険工室等から他の危険工室等に対して必要な第四条第一項第四号の二で定める保安間隔以上の距離を確保した場合又は原料薬品貯蔵所の周囲のうち爆発の危険のある危険工室等に面した方向に第三十一条の三に規定する経済産業大臣が告示で定める基準に従つて防爆壁を設置した場合のいずれかの措置を講じた場合に限り、なお従前の例によることができる。

この省令の施行の際に法第三条の許可を受けている製造業者の製造方法の技術上の基準については、改正後の第五条第一項第三十四号の規定の適用に関しては、平成十六年九月三十日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一六年三月三一日経済産業省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月一一日経済産業省令第二一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月六日経済産業省令第六三号)

この省令は、平成十七年六月六日から施行する。

附 則（平成一七年九月一日）
令第八六号
この省令は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型
地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措
置法の施行の日（平成十七年九月一日）から施
行する。

附 則 (平成一八年三月三一日經濟產業省令第二七号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項に一号を加える改正規定中同項第三十五号へに係る部分及び第八十四条に一号を加える改正規定は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日經濟產業省令第六三号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日經濟產業省令第一〇号)
この省令は、廃棄物の處理及清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百二十九号）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月二十四日經濟產業省令第七〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月八日經濟產業省令第八号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項、第五十六条の二第五項及び第八十一条の八第一号の改正規定並びに附則第二条の規定は、公布の日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則 (平成二〇年一二月一日經濟產業省令第八二号)
この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則 (平成二一年一月二七日經濟產業省令第六五号)
この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

1 この省令は、平成二十一年十二月四日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一月二三日経済産業省令第三九号）

この省令は、この省令による施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二四年五月二二日経済産業省令第四号）

この省令は、この省令による施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二五年四月二五日経済産業省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一月二六日経済産業省令第六五号）

この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

附 則（平成二七年七月六日経済産業省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年四月一日経済産業省令第六五号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年一月二五日経済産業省令第四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 （経過措置）

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の火薬類取締法施行規則（次項において「旧規則」という。）第十五条第一項の表（1）から（7）までに掲げる都道府県知事が指示する安全な場所に貯蔵する者で、当該場所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあるものは、この省令による改正後の火薬類取締法施行規則（次項において「新規則」という。）第十五条第一項の表（1）から（7）までに掲げる指定都市の

3 長が指示する安全な場所に貯蔵する者とみなす。

附 則 (平成三〇年六月一五日) **省令第三五号**
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成三一年一月八日) **經濟産業省令第一号**
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和元年七月一日) **經濟産業省令第一七号**
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
附 則 (令和元年九月一一日) **經濟産業省令第三六号**
この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。
附 則 (令和元年一二月二三日) **經濟産業省令第五五号**
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年一月二一日) **經濟産業省令第四号**
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年四月一〇日) **經濟産業省令第三七号**
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年六月二六日) **經濟産業省令第六〇号**
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年一二月一八日) **經濟産業省令第九二号**
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」として提出がされていないものとみなす)。

いう。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)について、これを取り繕つて使用することができる。

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則(令和三年三月一日経済産業省令)
 第九号

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則(令和三年四月五日経済産業省令)
 第三十九号

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則(令和三年五月一〇月一五日経済産業省令)
 第七三号

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則(令和五年六月二八日経済産業省令)
 第三二号

(施行期日)

1 この省令は、令和五年六月九日から施行する。(経過措置)

2 この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則(令和六年三月二九日経済産業省令)
 第一八号

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則(令和六年六月二八日経済産業省令)
 第三九号

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

別表第一(第四十四条第一項関係)

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が定置式	1 製造場所の標識及び爆発又は発火に関する必要な事項の掲示、並びに警戒の掲示の状況

第五条 第四項	第一項 第四号の二の危険工室等の保安間隔
第一項 第四号の二の危険工室等の保安間隔	他の施設までの距離を、巻尺その他測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていないことが目視等により容認できる。なお、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互に連接している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットのボイラーハウジング等を、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットのボイラーハウジング等を、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十二項第一号に掲げる完成検査の方法にて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十六項から第十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査する。

第五条 第四項	第一項 第四号の二の危険工室等の保安間隔
第一項 第四号の二の危険工室等の保安間隔	他の施設までの距離を、巻尺その他測定器具を用いた測定により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互に連接している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットのボイラーハウジング等を、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットのボイラーハウジング等を、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十二項第一号に掲げる完成検査の方法にて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十六項から第十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査する。
第一項 第四号の二の危険工室等の保安間隔	他の施設までの距離を、巻尺その他測定器具を用いた測定により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査する。
第一項 第四号の二の危険工室等の保安間隔	他の施設までの距離を、巻尺その他測定器具を用いた測定により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査する。
第一項 第四号の二の危険工室等の保安間隔	他の施設までの距離を、巻尺その他測定器具を用いた測定により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査する。

第五条 第四項	第一項 第四号の二の危険工室等の保安間隔
第一項 第四号の二の危険工室等の保安間隔	他の施設までの距離を、巻尺その他測定器具を用いた測定により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査する。

第五条 第四項	第一項 第四号の二の危険工室等の保安間隔
第一項 第四号の二の危険工室等の保安間隔	他の施設までの距離を、巻尺その他測定器具を用いた測定により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査する。

第一の三 第四条第二 項第十一号 ハの周囲の 火災を防止 するための 措置	第一の三 周囲の火災を防止す るための措置の状況を、目視 等、図面又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査す る。
3 製造設 備が移動式 製造設備で ある製造施 設の場合	3 製造設 備が移動式 製造設備で ある製造施 設の場合
一 第四条 の二第一項 第一号の標 識及び爆発 又は発火に 関し必要な 事項の掲示、 移動区域の 設定並びに 警戒札の掲 示の状況	一 製造所の標識及び爆発又は 発火に関し必要な事項の掲示、 移動区域の設定並びに警戒札の 掲示の状況を、目視等及び図面 により検査する。
二 第四条 の二第一項 第二号の移 動区域の施 設の設置制 限	二 移動区域に設置した施設の 種類を、目視等により検査す る。
七 第八号 第二第一項 第一条の移 動区域の設 置	七 第七号の廃 薬焼却場 の廃薬焼却 場の廃

第八号、第 十二号から第 十六号まで及 び第十八号か ら第二十二号 までに掲げ る検査項目	五 第四条 の二第一項 第五号の移 動区域の境 界又は廃薬 焼却場の保 安距離
九 削除	五 移動区域の境界又は廃薬焼 却場から製造所以外の保安物件 までの距離を、巻尺その他測定 器具を用いた測定により検査す る。ただし、当該測定におい て、既定の距離を満たしている ことが目視等により容易に判定 できる場合に限り、目視等によ る検査に替えることができる。
十 削除	六 第四条 の二第一項 第六号の移 動式製造設 備の危険間隔
十一 削除	六 移動式製造設備から製造所内の 他の施設及び発破場所までの距 離を、巻尺その他の測定器具を 用いた測定により検査する。た だし、当該測定において、既定 の距離を満たしていることが目 視等により容易に判定できる場 合に限り、目視等による検査に 替えることができる。また、移 動式製造設備の危険間隔が明ら かになるような措置の状況を 目視等及び図面により検査す る。
十二 削除	七 第七号の廃 薬焼却場 の廃

ボイラー室 及び煙突	十九の二 移動式製造設備の機 械、器具又は容器について、振 動又は衝撃により特定硝酸ア ンモニウム系爆薬が爆発し又は發 火しない構造となつていること を、目視等又は図面により検査す る。
九 削除	十一 移動式製造設備の消火設 備について設置の状況を、目視 等により検査する。また、当該 消火設備の性能を、作動試験又 はその記録により検査する。
十 削除	十二 削除
十一 削除	十三 削除
十二 削除	十四 削除
十三 削除	十五 削除
十四 削除	十六 削除
十五 削除	十七 削除
十六 削除	十八 削除
十七 削除	十九の三 移動式製造設備の機 械、器具又は容器について、腐 食により特定硝酸アソニウム系 爆薬が変質し又は爆発し若し くは発火しない構造となつてい ることを、目視等又は図面によ り検査する。
十八 削除	二十 九の四 移動式製造設備の機 械、器具又は容器について、特 定硝酸アソニウム系爆薬の付 着、浸透又は浸入により爆発し 又は発火しない構造となつてい ることを、目視等又は図面によ り検査する。
十九 削除	二十 九の四 移動式製造設備の機 械、器具又は容器について、特 定硝酸アソニウム系爆薬の付 着、浸透又は浸入により爆発し 又は発火しない構造となつてい ることを、目視等又は図面によ り検査する。

固体燃料を使用しないボイラー のボイラー室及び煙突が設置さ れている場合には、ボイラーの 燃料の種類を、記録により検 査する。	又は容器の、 摩擦により 燃え易い構 造となつて いることを、 目視等又 は図面によ り検査す る。
十九の二 移動式製造設備の機 械、器具又は容器について、振 動又は衝撃により特定硝酸ア ンモニウム系爆薬が爆発し又は發 火しない構造となつていること を、目視等又は図面により検査す る。	十九の二 移動式製造設備の機 械、器具又は容器について、振 動又は衝撃により特定硝酸ア ンモニウム系爆薬が爆発し又は發 火しない構造となつていること を、目視等又は図面により検査す る。
二十 九の四 移動式製造設備の機 械、器具又は容器について、特 定硝酸アソニウム系爆薬の付 着、浸透又は浸入により爆発し 又は発火しない構造となつてい ることを、目視等又は図面によ り検査する。	二十 九の四 移動式製造設備の機 械、器具又は容器について、特 定硝酸アソニウム系爆薬の付 着、浸透又は浸入により爆発し 又は発火しない構造となつてい ることを、目視等又は図面によ り検査する。
二十 九の四 移動式製造設備の機 械、器具又は容器について、特 定硝酸アソニウム系爆薬の付 着、浸透又は浸入により爆発し 又は発火しない構造となつてい ることを、目視等又は図面によ り検査する。	二十 九の四 移動式製造設備の機 械、器具又は容器について、特 定硝酸アソニウム系爆薬の付 着、浸透又は浸入により爆発し 又は発火しない構造となつてい ることを、目視等又は図面によ り検査する。

火壁その他の の延焼を遮 断するため の措置	三十三の三 第四条の 二第一項第 三十三号ハ の周囲の火 災を防 止す るた めの措 置	三十三の三 周囲の火災を防 止するための措置の状況を、目視 等、図面又は機器等の作動試験 若しくはその記録により検査す る。
---------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

五 第二十四条 第五号の火薬庫 の窓	の測定器具を用いた測定等により検査する。五火薬庫の窓の設置の状況並びに直射日光により火薬類が質變し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置並びに盜難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等、器具を用いた測定により検査する。
六 第二十四条 第六号の地盤面 からの湿気を防 止するための措 置	地盤面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するための措置の状況を、目視等、図面又は巻尺その他により検査する。
七 第二十四条 第七号の火薬庫 の内面	おそれがないことについて、火薬類が湿気により変質するための措置の状況を、目視等、図面又は巻尺その他により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用していることを、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視等、図面又は記録により検査する。
八 第二十四条 第八号の火薬庫 の換気孔	火薬庫の暖房設備の状況及び盜難を防止するための措置の状況を、目視等、図面により検査する。
九 第二十四条 第九号の火薬庫 の暖房設備	火薬庫の暖房設備による火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況を、目視等、図面により検査する。

十 第二十四条 第十号の火薬庫 の照明設備	火薬庫の照明設備により火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置の状況を、目視等、器具を用いた測定により検査する。
十一 第二十四 条第十一号の火 薬庫の屋根及び 小屋組	火薬庫の屋根及び小屋組の材質並びに盜難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等により検査する。
十二 第二十四 条第十二号の避 雷装置	火薬庫の屋根の外面及び小屋組の材質並びに盜難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等により検査する。
十三 第二十四 条第十三号の土 堤	火薬庫の屋根の外面及び小屋組の材質並びに盜難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等により検査する。
十四 第二十四 条第十四号の防 火のための措置 及び消火の活動 のために必要な 措置並びに警戒 設備	火薬庫の屋根の外面及び小屋組の材質並びに盜難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等により検査する。
十五 第二十四 条第十五号の天 井裏又は屋根に 講ずる盜難を防 止するための措 置	火薬庫の屋根の外面及び小屋組の材質並びに盜難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等により検査する。
十六 第二十四 条第十六号の盜 難を防止するた めの措置	火薬庫の屋根の外面及び小屋組の材質並びに盜難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等により検査する。

一 第二十四条 第二十五条 第一号の火薬庫 の設置場所	前項第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第五号及び第七号により検査する。
二 第二十五条 第二号の火薬庫 の構造	火薬庫の外壁と岩壁との間の空間により検査する。
三 第二十五条 第三号の火薬庫 の構造	火薬庫の外壁と岩壁との間の空間により検査する。
四 第二十五条 第四号の火薬庫 の構造	火薬庫の外壁と岩壁との間の空間により検査する。
五 第二十五条 第五号の火薬庫 の構造	火薬庫の外壁と岩壁との間の空間により検査する。

一 第二十四条 第二十五条 第一号の火薬庫 の設置場所	前項第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第五号及び第七号により検査する。
二 第二十五条 第二号の火薬庫 の構造	火薬庫の外壁と岩壁との間の空間により検査する。
三 第二十五条 第三号の火 薬庫の基礎	火薬庫の外壁と岩壁との間の空間により検査する。
四 削除	火薬庫の外壁と岩壁との間の空間により検査する。
五 第二十四条 の二第二号及び 第五号の火薬庫 の覆土	火薬庫の外壁と岩壁との間の空間により検査する。

一 第二十四条 第二十五条 第一号の火薬庫 の設置場所	前項第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第五号及び第七号により検査する。
二 第二十五条 第六号の火薬庫 の地盤の厚さ	第六号の火薬庫の地盤の厚さを、目視等及び図面により検査する。
三 第二十五条 第六号の火 薬庫の地盤の厚 さ	第六号の火薬庫の地盤の厚さを、目視等及び図面により検査する。
四 削除	第六号の火薬庫の地盤の厚さを、目視等及び図面により検査する。
五 第二十四条 の二第二号及び 第五号の火薬庫 の覆土	第六号の火薬庫の地盤の厚さを、目視等及び図面により検査する。

一 第二十四条 第二十五条 第一号の火薬庫 の設置場所	前項第一号、第六号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第五号及び第七号により検査する。
二 第二十五条 第七号の火薬庫 の入口又はトン ネルの入口前方の 衝動波防止の措 置	第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。
三 第二十五条 第七号の火 薬庫の入口	第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。
四 第二十五条 第七号の火 薬庫の入口	第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。
五 地下式一級 火薬庫の基準	第七号の火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

三 第二十七条の二 第二号の火薬庫の屋根	二 第二十七条の二 第二号の火薬庫の屋根に講ずる盜難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。
四 第二十七条の二 第二号の火薬庫の設備	三 火薬庫に設置される水位計及び自動供給装置の設置の状況を、目視等及び図面により検査する。
一 第二十七条の二 第二号の火薬庫の基準	四 火薬類が流失することを防止するための措置の設置の状況を、目視等又は図面により検査する。
二 第二十七条の二 第二号の火薬庫の内面	一 前項第三号及び第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
三 第二十七条の三 第二号の火薬庫の前面の擁壁	二 火薬庫の内面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視等及び図面により検査する。
四 第二十七条の三 第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口	三 火薬庫の前面の擁壁の材質及び構造を、目視等により検査する。
五 第二十七条の三 第四号の火薬庫に講ずる盜難を防止するための措置	四 火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の状況を、目視等により検査する。
六 第二十七条の四 第一項の基準	五 火薬庫の出入口に講ずる盜難を防止するための措置の状況を、目視等により検査する。
七 第二十七条の四 第一項における第一項の第一項の基準	イ 第二項第一号、第二号、第十二号、第十四号及び第十号から第十号まで、第

六号に掲げる完成検査の方 法により検査を行う。	二十四条第一号 で、第十二号、第 十四号及び第 十六号に掲げる 検査項目	口 第二十七条 の四第一項第一 号の火薬庫の壁	口 火薬庫の壁の材質を、 目視等により検査し、及び 当該壁の厚さを、巻尺そ 他の測定器具を用いた測 定により検査する。
ハ 第二十七条 の四第一項第二 号の火薬庫の屋 根	ハ 火薬庫の屋根の材質を、 目視等により検査し、及び 当該屋根の厚さを、巻尺そ 他の測定器具を用いた測 定により検査する。		
二 第二十七条 の四第二項の基 準	イ 第二十七條 の四第二項にお いて準用する第 二十四条第一号 、第二号、第四 号、第六号から 第十号まで及び 第十六号に掲げ る検査項目	イ 第二項第一号、第二号、 第四号、第六号から第十号 まで及び第十六号に掲げる 完成検査の方法により検査 を行う。	
ハ 第二十七条 の四第二項第一 号の火薬庫の壁 及び屋根	ロ 火薬庫の壁及び屋根の 材質を、目視等により検査 し、並びに当該壁及び屋根 の厚さを、巻尺その他の測 定器具を用いた測定により 検査する。		
二 第二十七条 の四第二項第三 号の警戒設備	ハ 窓が設けられていない ことを、目視等により検査 する。		
本 第二十七条 の四第二項第四 号の火薬庫にお ける地震動に対 する安全性	ニ 警戒設備の設置の状況 に対する安全性を、目視等 及び図面により検査する。		

一 第二項第一号、第四号、第六号から第十二号まで及び第十四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二 火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

三 削除

四 火薬庫の壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

五 削除

六 土堤、簡易土堤又は防爆壁の有無を、目視等により検査する。

二 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造及び防火の措置を、目視等又は図面により検査する。

三 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉に講ずる盜難を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

15 第三十条の避雪装置の位置、型式、構造、材質等を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離	二 第三十一条 第二号の切通の出入口を設けた土堤の構造	三 第三十一條 第三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造	四 第三十二条 第四号の土堤の勾配	四の二 第三十一条第四号の二の土堤の高さ
--------------------------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	-------------------	----------------------

一 内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、既定の当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

二 切通の出入口を通して火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁を見ることができない構造となつていて、そのことを、目視等により検査する。

三 トンネルの出入口を通して火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁を見ることができない構造となつていて、そのことを、目視等により検査する。

四 土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、既定の当該測定において、既定の勾配を満たしていることが目視等又は図面による検査に替えることができる。

四の二 土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

四の三 第三十一条 第一項の三 の土堤の頂部の 厚さ	第五号の堤脚を 土留とする土堤	第五号の堤脚を 土留とする土堤	第五号の堤脚を 土留とする土堤
五 第三十二条 第三十一條 第六号の土堤を 兼用するときの 通路	六 第三十二条 第三十一條 第六号の土堤を 兼用するときの 通路	七 第三十二条 第三十一條 第七号の土堤の 堤面	七 第三十二条 第三十一條 第七号の土堤の 堤面
六 第三十二条 第三十一條 第六号の土堤を 兼用するときの 通路	七 第三十二条 第三十一條 第七号の土堤の 堤面	八 第三十二条 第三十一條 第六号に掲げる検 査項目	九 第三十二条 第三十一條 第六号に掲げる検 査項目
七 第三十二条 第三十一條 第六号に掲げる検 査項目	八 第三十二条 第三十一條 第六号に掲げる検 査項目	九 第三十二条 第三十一條 第六号に掲げる検 査項目	十 第三十二条 第三十一條 第六号に掲げる検 査項目
四の三 土堤の頂部の厚さ を、卷尺その他の測定器具 を用いた測定により検査す る。ただし、当該測定におい て、既定の厚さを満たしてい ることが目視等又は図面によ り容易に判定できる場合に 限り、目視等又は図面による 検査に替えることができる。 五 堤脚を土留とする土堤 の内面の材料を記録により 検査し、及び土留の高さを、 卷尺その他の測定器具を用 いた測定により検査する。 ただし、当該測定において、 既定の高さを満たしている ことが目視等又は図面によ り容易に判定できる場合に 限り、目視等又は図面によ る検査に替えることができる。 六 土堤を兼用するときの 通路の有無を目視等により 検査する。	五 堤脚を土留とする土堤 の内面の材料を記録により 検査し、及び土留の高さを、 卷尺その他の測定器具を用 いた測定により検査する。 ただし、当該測定において、 既定の高さを満たしている ことが目視等又は図面によ り容易に判定できる場合に 限り、目視等又は図面によ る検査に替えることができる。 七 土堤の崩壊を防止する ための措置の状況を、目視 等により検査する。	七 土堤の崩壊を防止する ための措置の状況を、目視 等により検査する。	七 土堤の崩壊を防止する ための措置の状況を、目視 等により検査する。

区域の設定	又は発火に關する必要な事項の掲示、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の関係
二 第四条第一項第二号の施設の設置制限	二 第四条第一項第二号の施設の設置制限
三 第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置	三 第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置
四 第四条第一項第四号の危険工室等の保安距離	四 第四条第一項第四号の危険工室等の保安距離
五 第四条第一項第四号の二の危険工室等の保安間隔	五 危険工室等から製造所内の他の施設までの距離を、卷尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。
六 第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突	六 危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視等又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合に

六の二 第四 条第一項第五 号の二の危険 区域内の原 料	七 第四条第 一項第六号の 爆発の危険の ある工室の構 造及び建築 材料	七 爆発の危険のある工室の 維持管理状況を、目視等によ り検査する。
八 第四条第 一項第七号の 煙火等の製造 所以外の製造 所の爆発の危 険のある工室 又は火薬類一 時置場の土堤 及び防爆壁	八 煙火等の製造所以外の製 造所の爆発の危険のある工室 又は火薬類一時置場に設けた 土堤の維持管理状況を、別表第 四第十六項に掲げる保安検 査の方法により検査する。た だし、放爆式構造又は準放爆 式構造の危険工室等を互いに 連接している場合であつて、 土堤に代えて防爆壁を設けた ものについては、当該防爆壁 の維持管理状況を、別表第 十八項に掲げる保安検査の 方法により検査する。なお、 実包、空包若しくは推進的爆 発の用途に供せられる火薬で あつてロケットの推進に用い られるものを保管する火薬類 一時置場の場合であつて、土 堤を省略したものについては、 当該火薬類一時置場の維持管 理状況を、別表第四十二項 第一号に掲げる保安検査の方 法により検査し、導火線を保 管する火薬類一時置場の場合 であつて、土堤を省略したも のについては、当該火薬類一 時置場の維持管理状況を、別 表第四第十四項に掲げる保 安検査の方法により検査する。	は、ボイラーの燃料の種類を、 記録により検査する。
九 土堤、簡易土堤又は防 爆壁の維持管理状況を、別表第 四第十六項から第十八項まで	九 土堤、簡易土堤又は防 爆壁の維持管理状況を、別表第 四第十六項から第十八項まで	原料薬品貯蔵所に貯蔵する火 薬類の原料となる薬品の種類 を、記録により検査する。

より火薬類が爆発し又は発火しない構造	二十 第四条 第一項第十六号の危険工室内の暖房装置	二十 第四条 第一項第十六号の危険工室内の暖房装置	二十 第四条 第一項第十六号の危険工室内の暖房装置
表示する	二十一 第四条 第一項第十号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置	二十一 第四条 第一項第十号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置	二十一 第四条 第一項第十号のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置
示す	二十二 第四条 第一項第十号の危険工室又は火薬類の一時置場を照明する設備を防止するための措置	二十二 第四条 第一項第十号の危険工室又は火薬類の一時置場を照明する設備を防止するための措置	二十二 第四条 第一項第十号の危険工室又は火薬類の一時置場を照明する設備を防止するための措置
示す	二十三 第四条 第一項第十号の危険工室等における接地	二十三 第四条 第一項第十号の危険工室等における接地	二十三 第四条 第一項第十号の危険工室等における接地
示す	二十四 第四条 第一項第二十九号の危険工室等における接地	二十四 第四条 第一項第二十九号の危険工室等における接地	二十四 第四条 第一項第二十九号の危険工室等における接地
示す	二十五 第四条 第一項第二十九号の危険工室等における接地	二十五 第四条 第一項第二十九号の危険工室等における接地	二十五 第四条 第一項第二十九号の危険工室等における接地
示す	二十六 削除	二十七 第四条 第一項第二十号の火薬類及びその原料飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置	二十六 削除
示す	二十八 第四条 第一項第二十二条号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置	二十八 第四条 第一項第二十二条号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置	二十八 第四条 第一項第二十二条号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置
示す	二十九 第四条 第一項第二十九号の三の火薬類又はその原料を过度に加圧することを防ぐための措置	二十九 第四条 第一項第二十九号の三の火薬類又はその原料を过度に加圧することを防ぐための措置	二十九 第四条 第一項第二十九号の三の火薬類又はその原料を过度に加圧することを防ぐための措置
示す	三十 第四条 第一項第二十四号の二の静電気により火薬類が爆発する	三十 第四条 第一項第二十四号の二の静電気により火薬類が爆発する	三十 第四条 第一項第二十四号の二の静電気により火薬類が爆発する
示す	三十一 第四条 第一項第二十五号の四の静電気により火薬類の原料及び停滯量、同種類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載内	三十一 第四条 第一項第二十五号の四の静電気により火薬類の原料及び停滯量、同種類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載内	三十一 第四条 第一項第二十五号の四の静電気により火薬類の原料及び停滯量、同種類の原料及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項の掲示の状況並びに記載内
示す	三十二 第四条 第一項第二十六号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置	三十二 第四条 第一項第二十六号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置	三十二 第四条 第一項第二十六号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置
示す	三十三 第四条 第一項第二十七号の二の火薬類を乾燥する工場の維持管理状況を、目視等により検査する。	三十三 第四条 第一項第二十七号の二の火薬類を乾燥する工場の維持管理状況を、目視等により検査する。	三十三 第四条 第一項第二十七号の二の火薬類を乾燥する工場の維持管理状況を、目視等により検査する。
示す	三十四 第四条 第一項第二十八号の火薬類を乾燥する工場の維持管理状況を、目視等により検査する。	三十四 第四条 第一項第二十八号の火薬類を乾燥する工場の維持管理状況を、目視等により検査する。	三十四 第四条 第一項第二十八号の火薬類を乾燥する工場の維持管理状況を、目視等により検査する。
示す	三十五 第四条 第一項第二十九号の二の日乾場の乾燥台の設置	三十五 第四条 第一項第二十九号の二の日乾場の乾燥台の設置	三十五 第四条 第一項第二十九号の二の日乾場の乾燥台の設置
示す	三十六 第四条 第一項第三十号の四の静電気により火薬類が爆発する	三十六 第四条 第一項第三十号の四の静電気により火薬類が爆発する	三十六 第四条 第一項第三十号の四の静電気により火薬類が爆発する
示す	三十七 第四条 第一項第三十一号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置	三十七 第四条 第一項第三十一号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置	三十七 第四条 第一項第三十一号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置
示す	三十八 第四条 第一項第三十二号の爆発試験場等	三十八 第四条 第一項第三十二号の爆発試験場等	三十八 第四条 第一項第三十二号の爆発試験場等
示す	三十九 第四条 第一項第三十三号の六の土堤、防爆壁	三十九 第四条 第一項第三十三号の六の土堤、防爆壁	三十九 第四条 第一項第三十三号の六の土堤、防爆壁

火災を防止するための措置	一 第六条第一項第一号の技術上の基準	二 第六条第一項第二号の保安管理体制	三 第六条第一項第三号の安全な製造作業	四 第六条第一項第四号の点検	五 第六条第一項第五号の新增設に係る工事及び修理	六 第六条第一項第六号の危険時の措置	七 第六条第一項第七号の協力会社の作業の管理
器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	一 危害予防規程に記載した技術上の基準が全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。	二 危害予防規程に記載した保安管理体制が明確に定められていることを、規程等により検査する。	三 安全な製造作業の方法が全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。	四 危害予防規程に記載した点検の方法が全ての従業者に理解され、実施され、かつ、維持されていることを、記録により検査する。	五 危害予防規程に記載した製造施設の新增設に係る工事及び修理作業の管理体制が明確に定められていることを、規程等により検査する。	五の二 危害予防規程に記載した安定度試験が適切に実施されていることを、記録により検査する。	五の二 製造施設が危険な状態となつた時の措置が明確に定められ、かつ、全ての従業者に理解されていることを、記録により検査する。
協力会社の作業の管理	一 危害予防規程に記載した協力会社の作業の管理体制が明確に定められていることを、記録等により検査する。	一 第六条第一項第一号の技術上の基準	二 第六条第一項第二号の保安管理体制	三 第六条第一項第三号の安全な製造作業	四 第六条第一項第四号の点検	五 第六条第一項第五号の新增設に係る工事及び修理	六 第六条第一項第六号の危険時の措置
協力会社の作業の管理	一 第六条第一項第一号の技術上の基準	二 第六条第一項第二号の保安管理体制	三 第六条第一項第三号の安全な製造作業	四 第六条第一項第四号の点検	五 第六条第一項第五号の新增設に係る工事及び修理	六 第六条第一項第六号の危険時の措置	七 第六条第一項第七号の協力会社の作業の管理

二の二 第三十一条の二 第一号の二の簡易土堤の高さ	二の二 第三十一条の二 第一号の二の簡易土堤の高さ	二の二 第三十一条の二 第一号の二の簡易土堤の高さ
る検査に替えることができる。	を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満していることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。	を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満していることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
基係安 いに体社	別表第五（第四十四条の七関係）	二の三 第三十一条の二 第一号の二の簡易土堤の頂部の厚さ
るに保いてつ制の本一 基係安 いに体社	項目	二の三 第三十一条の二 第一号の二の簡易土堤の頂部の厚さ
経営者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、及び文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の	完成検査に係る認定の基準	二の三 第三十一条の二 第二号の簡易土堤の土留の二第三号の簡易土堤の頂部の防爆壁の基準
第三十一條の二第二号の簡易土堤の土留	三 第三十一条の二第二号の簡易土堤の土留	三 簡易土堤の側壁板及び支柱の維持管理状況を、目視等により検査する。
四 第三十一條の二第三号の簡易土堤の頂部	四 第三十一條の二第三号の簡易土堤の頂部	四 簡易土堤の頂部の維持管理状況を、目視等により検査する。
1 8 防爆壁の基準	1 8 第三十三条の三の防爆壁の基準	1 8 第三十三条の三の防爆壁の維持管理状況を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査す

別表第五 (第四十四条の七関係)

る検査に替えることができ
る。

二の二 第三十九条の二 第二号 簡易土堤の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たし

ていることが目視等又は図面により容易に判定できる

場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

二の三 第三十号
一条の二 第一号
の三の簡易土堤
の頂部の厚さ

二の三 土堤の頂部の厚さ
を、巻尺その他の測定器具
を用いた測定により検査す
る。ただし、当該測定にお
いて、たゞ三箇所に測定し

いて既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図

三 第三十一条
簡易土堤の土留並びに
当該二留の削進又は改修
による検査に替えること
ができる。

当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状況を、目視等により検査する。

の二第三号の簡易土堤の頂部の管理状況を、目視等により検査する。
基準 18 防爆壁の

燃壁の維持管理状況を監視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

別表第五
(第四十四条の七関係)

るに保イてつ制の本-
基係安 いに体社

経営者によつて、保安の確保に関する
理念、基本方針等の諸施策が明確に定
められ、及び文書化されていること。
また、これらの諸施策が各事業所等の

本勢口保

全ての就業者に理解され、実施され、及び維持されていること。

一 役付役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、及び文書化されていること。

全ての就業者に理解され、実施され、維持されていること。

一 役付役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、及び文書化されていること。

二 保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映することが明確に定められ、及び文書化されていること。

三 保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、及び文書化されていること。

四 事業所内において認定完成検査実施者の行う検査（以下「認定完成検査」という。）を実施する組織（以下「検査組織」という。）の行う検査の実施状況の不備及び検査結果が火薬類取締法関係法令に基づく技術上の基準等に適合していない場合の改善勧告（以下「検査管理」という。）を行なう検査組織以外の組織（委員会等を含む。以下「検査管理組織」という。）が、適切な検査管理を実施していることを、保安管理部門の長が管理する体制になつていることが明確に定められ、及び文書化されていること。

五 保安管理部門の長は、経験十五年以上（製造所における保安管理部門、設備管理部門及び生産管理部門の経験年数を通算する。）で、及び次に掲げる資格を有すること。ただし、保安管理部門の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。

イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所の本社にあつては甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。

ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所の本社にあつては甲種火薬類製造保安責任者免状を有していること。

組織の業制つ安係基姿二事所體にい保に本勢口

六 保安管理部門に所属する者（保安管理部門の長を除く。）は、経験五年以上（製造所における保安管理部門、設備管理部門及び生産管理部門の経験年数を通算する。）で一人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

火薬類製造保安責任者免状を有していること。

五 保安管理部門の長は、事業所長に
　　ハ 火薬庫にあつては甲種火薬類取扱
　　保安責任者免状を有していること。

四 保安管理部門の長は、事業所の認
　　定に係る完成検査に関する業務の責任
　　者となることが明確に定められ、か
　　つ、文書化されていること。

対し、保安管理全般に関する意見具申ができる体制になつてゐることが明確に定められ、かつ、文書化されている

六 生産等管理部門に所属している者の五十パーセント以上が火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有する。

者免状を有していること

七 保安管理部門の意見が保安関連予算及び教育訓練計画等に十分に反映されることが明確に定められ、並びに文

書化されていること。
八 生産等管理部門の作業員の交代及び引継ぎの体制が明確に定められ、及

九 非定常作業を実施する際の責任の所在及び作業体制が明確に定められ、及び文書化されていること。

業務ハ
一 管理部門の業務範囲及び責任の所
在が明確に定められ、かつ、文書化さ
れていること。

二 保安管理　設備管理及び生産工程に貯蔵管理（以下「生産等管理」といいう。）に関する規程、基準等が明確に定められ、及び整備されていること。

三 規程、基準等の制定又は改正の手順が明確に定められ、及び定期的に見直しが実施されていること。

四 設備管理部門において、製造施設又は火薬庫の新設、増設、変更に当たつて、保安対策上、特に配慮すべき構

造及び設備等に係る事項に関する規程、基準等が明確に定められ、並びに整備されていること。

五 生産等管理部門において、作業マニュアルを常備しており、当該マニュ

八

二三アルを常備しております 該マニ

協力会社	防災体制	定いに体検成定	認いてつ制の検完認三
イ 作業範囲及び責任の所在に関する事項	ハ 協力会社の選定に関する事項	口 協力会社の選定に関する事項	協力会社に關し、次に掲げる事項の規程基準等が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になつてゐる」と。
ニ 複数の協力会社を使用する場合にあつては、当該協力会社で構成する協力会社協議会等に関する事項	本その他協力会社の管理に関する事項	本その他協力会社の管理に関する事項	協力会社に關し、次に掲げる事項の規程基準等が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になつてゐること。
ミ 対策本部及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項	イ 災害が発生した場合における災害対策本部及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項	イ 災害が発生した場合における災害対策本部及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項	協力会社に關し、次に掲げる事項の規程基準等が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になつてゐること。
ハ 各種防災設備の整備、維持管理に関する事項	ハ 各種防災設備の整備、維持管理に関する事項	ハ 各種防災設備の整備、維持管理に関する事項	協力会社に關し、次に掲げる事項の規程基準等が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になつてゐること。
二 緊急停止に関する事項	二 緊急停止に関する事項	二 緊急停止に関する事項	協力会社に關し、次に掲げる事項の規程基準等が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になつてゐること。
ホ 火薬類の所在その他火薬類の管理に関する事項	ホ 火薬類の所在その他火薬類の管理に関する事項	ホ 火薬類の所在その他火薬類の管理に関する事項	協力会社に關し、次に掲げる事項の規程基準等が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になつてゐること。
ヘ 関係官庁等に対する緊急時即時連絡体制に関する事項	ヘ 関係官庁等に対する緊急時即時連絡体制に関する事項	ヘ 関係官庁等に対する緊急時即時連絡体制に関する事項	協力会社に關し、次に掲げる事項の規程基準等が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になつてゐること。
ト 夜間、休日等の非番者等（協力会社の従業員を含む。）の緊急呼び出し体制に関する事項	ト 夜間、休日等の非番者等（協力会社の従業員を含む。）の緊急呼び出し体制に関する事項	ト 夜間、休日等の非番者等（協力会社の従業員を含む。）の緊急呼び出し体制に関する事項	協力会社に關し、次に掲げる事項の規程基準等が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になつてゐること。
チ 定期的な訓練の実施に関する事項	チ 定期的な訓練の実施に関する事項	チ 定期的な訓練の実施に関する事項	協力会社に關し、次に掲げる事項の規程基準等が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になつてゐること。
リ その他防災管理に関する事項	リ その他防災管理に関する事項	リ その他防災管理に関する事項	協力会社に關し、次に掲げる事項の規程基準等が整備され、かつ、適切に実施される体制が明確になつてゐること。

組織検査成

二 検査組織の長は、経験十年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、及び次に掲げる資格を有すること。ただし、検査組織の長を直接補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。なお、検査組織の長は、本社の保安管理部門の長を兼務していないこと。

イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。

ロ 令第十六条第一項第二号に規定する製造所以外の製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状を有していること。

ハ 火薬庫にあつては、甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。

三 検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に對し勧告する権限を有していることが明確に定められ、及び文書化されていること。

四 検査組織に所属している職員（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有していること。

一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が明確に定められ、及び文書化されていること。この場合、認定完成検査の実施に協力会社を活用する場合であつても、検査結果の評価及び判定は事業所において行うものであること。

二 認定完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第四十五条の三の三第一項第一号の完成検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められていること。

三 認定完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を所有又は借り入れすることが明

四 認定完成検査の記録に関する規程
確に定められ、及び文書化されていること。
が定められ、それにより記録が作成され、及び保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつてること。
一 事業所内において、検査管理組織が明確に定められ、及び文書化されること。
二 検査管理組織の長は、経験十年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で、及び次に掲げる資格を有すること。
補佐する者が当該免状を有している場合は、この限りでない。なお、検査管理組織の長は、本社の保安管理部門の長及び検査組織の長を兼務していないこと。
イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。
ロ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所以外の製造所にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状を有していること。
ハ 火薬庫にあつては、甲種火薬類取扱保安責任者免状を有していること。
三 検査管理組織に所属する者（検査管理組織の長を除く。）は、経験五年以上（管理部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。
四 検査管理に関する規程、基準等（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。
五 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、及び保存されていること。また、保存

された記録は、その後の認定完成検査等において活用できる体制になつてゐること。

<p>本社に係るに保イてつ制の本管理安姿基に体社</p> <p>項目 别表第六（第四十四条の九関係）</p> <p>項目 別表第六（第四十四条の九関係）</p> <p>項目 別表第六（第四十四条の九関係）</p>	<p>本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、製造所と密接不可分な組織を成し、かつ、明確な責任権限及び指揮命令系統を有する認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることがができるものとする。</p>	<p>備考</p> <p>本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、製造所と密接不可分な組織を成し、かつ、明確な責任権限及び指揮命令系統を有する認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることがができるものとする。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

三 保安管理部門の長は、申請その他の認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 事業所内において認定保安検査実施者の行う検査（以下「認定保安検査」という。）を実施する組織（以下「検査組織」という。）の行う検査の実施状況の不備及び検査結果が火薬類取締法関係法令に基づく技術上の基準等に適合していない場合の改善勧告（以下「検査管理」という。）を行う検査組織以外の組織（委員会等を含む。以下「検査管理組織」という。）が、適切な検査管理を実施していることを、保安管理部門の長が管理する体制についていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

五 保安管理部門の長は、経験十五年以上（製造所における保安管理部門、設備管理部門及び生産管理部門の経験年数を通算する）で、かつ、次に掲げる資格を有すること。ただし、保安管理部門の長を直接補佐する者が当該管理部門の長を直接補佐する者が当該管理部門の長を直接補佐する場合は、この限りでない。

イ 令第十六条第一項第一号に規定する製造所の本社にあつては、甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状を有していること。

ロ 令第十六条第一項第一号に規定す

る製造所以外の製造所の本社にあつて

は、甲種火薬類製造保安責任者免状を

有していること。

六 保安管理部門に所属する者（保安

管理部門の長を除く。）は、経験五年以上（製造所における保安管理部門、設備管理部門及び生産管理部門の経験年数を通算する）で二人以上であることが明確に定められ、及び文書化されていること。

七 設備管理部門及び生産等管理部

門において、日常検査、通常検査及び定期検査の種類に応じ検査方法を明確に定め、かつ、文書化し、適切な検査を

事業所長によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、及び文書化されていること。

八 生産等管理部門の作業員の交代及び引継ぎの体制が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

九 非定常作業を実施する際の責任の所在及び作業体制が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

一 管理部門の業務範囲及び責任の所

在が明確に定められ、及び文書化され

ていること。

二 保安管理、設備管理及び生産又は

貯蔵管理（以下「生産等管理」とい

う。）に関する規程、基準等が明確に

定められ、及び整備されていること。

三 規程、基準等の制定、改正の手順

が、明確に定められ、及び定期的に見

直しが実施されていること。

四 設備管理部門において、製造施設

又は火薬庫の新設、増設又は変更に當

たつて、保安対策上、特に配慮すべき

構造及び設備等に係る事項に関する規

程、基準等が明確に定められ、及び整

備されていること。

五 生産等管理部門において、作業マ

ニュアルを常備しており、当該マニュ

アルの制定、改正の手順が明確に定め

られ、かつ、文書化されていること。

六 保安管理部門において、社内外の

保安関連情報（最新の保安技術情報、

火薬類関連事故情報等）を積極的に收

集することが明確に定められ、その情

報を規程等の作成等に活用して

いること。

七 設備管理部門及び生産等管理部

門において、日常検査、通常検査及び定期

検査の種類に応じ検査方法を明確に

定め、かつ、文書化し、適切な検査を

実施していること。

六 保安管理部門の長は、事業所長に

対し、保安管理全般に関する意見具申

ができる体制になつていることが明確

に定められ、及び文書化されているこ

と。

七 保安管理部門の意見が保安関連予

算、教育訓練計画等に十分に反映さ

れること。

八 生産等管理部門の作業員の交代及

び引継ぎの体制が明確に定められ、か

つ、文書化されていること。

九 非定常作業を実施する際の責任の所

在及び作業体制が明確に定められ、か

つ、文書化されていること。

一 事業所においては、保安管理部

門、設備管理部門及び生産又は貯蔵管

理部門（以下「生産等管理部門」とい

う。）（以下これらを総称して「管理部

門」という。）の三部門が独立して設

置されているとともに、管理部門間の

理解され、実施され、かつ、維持され

てていること。

二 各級管理者（職制）と法定管理者

（火薬類製造保安責任者等）との間に

的確な対応関係があり、責任権限及び

指揮命令系統が明確に定められ、及び文

書化されていること。

三 管理部門の長は、経験十五年以上

（管理部門の経験年数を通算する。）

で、かつ、次に掲げる資格を有すること。

ト。ただし、管理部門の長を直接補佐

する者が当該免状を有している場合

は、この限りでない。

イ 令第十六条第一項第一号に規定す

る製造所の本社にあつては、甲種火薬

類製造保安責任者免状又は乙種火薬類

製造保安責任者免状を有していること。

ロ 令第十六条第一項第一号に規定す

る製造所以外の製造所の本社にあつて

は、甲種火薬類製造保安責任者免状を

有していること。

一 管理部門の業務範囲及び責任の所

在が明確に定められ、及び文書化され

ていること。

二 保安管理、設備管理及び生産又は

貯蔵管理（以下「生産等管理」とい

う。）に関する規程、基準等が明確に

定められ、及び整備されていること。

三 規程、基準等の制定、改正の手順

が、明確に定められ、及び定期的に見

直しが実施されていること。

四 設備管理部門において、製造施設

又は火薬庫の新設、増設又は変更に當

たつて、保安対策上、特に配慮すべき

構造及び設備等に係る事項に関する規

程、基準等が明確に定められ、及び整

備されていること。

五 生産等管理部門において、作業マ

ニュアルを常備しており、当該マニュ

アルの制定、改正の手順が明確に定め

られ、かつ、文書化されていること。

六 保安管理部門において、社内外の

保安関連情報（最新の保安技術情報、

火薬類関連事故情報等）を積極的に收

集することが明確に定められ、その情

報を規程等の作成等に活用して

いること。

七 設備管理部門及び生産等管理部

門において、日常検査、通常検査及び定期

検査の種類に応じ検査方法を明確に

定め、かつ、文書化し、適切な検査を

実施していること。

六 保安管理部門の長は、事業所長に

対し、保安管理全般に関する意見具申

ができる体制になつていることが明確

に定められ、及び文書化されているこ

と。

七 設備管理部門及び生産等管理部

門において、日常検査、通常検査及び定期

検査の種類に応じ検査方法を明確に

定め、かつ、文書化し、適切な検査を

実施していること。

六 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

五 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

四 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

三 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

二 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

一 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

六 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

五 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

四 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

三 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

二 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

一 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

六 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

五 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

四 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

三 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

二 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

一 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

六 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

五 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

任となることが明確に定められ、及び文

書化されていること。

四 保安管理部門の長は、事業所の認

定に係る保安検査に関する業務の責

八 保安管理部門は、検査結果（分析 及び評価を含む。）を総合的、かつ、 一元的に取りまとめ、記録として整備 し、設備管理、生産等管理等に有効に 活用していること。
九 一次に掲げる教育訓練を確實に実施 するための教育訓練計画が明確に定め られ、かつ、文書化されていること。
十 イ 保安関連情報に関する事項 ロ 規程、基準等の履行の徹底に関する事 項
十一 規程、基準等の履行の徹底に関する事 項
十二 ハ 自主的保安活動に関する事項 ニ 提案制度に関する事項 ホ 緊急時即応訓練等防災訓練に関する事 項
十三 ハ その他教育訓練全般に関する事項 ニ 教育訓練の実施（効果を含む。） ホ 関する記録が作成され、保存されて いること。
十四 三 教育訓練用資機材が整備され、有 効に活用されていること。 事業所内事故（潜在事故を含む。）の 原因を究明し、その結果を類似事故防 止対策に活用する体制が明確になつて いること。
十五 四 作業範囲及び責任の所在に関する事 項
十六 ハ 作業範囲及び責任の所在に関する事 項
十七 ハ その他工事管理に関する事項 ニ その他工事管理に関する事項 ホ 工事作業の徹底に関する事項
十八 ハ 作業範囲及び責任の所在に関する事 項
十九 ハ 協力会社の選定に関する事項 ロ 協力会社作業員の教育訓練等に関 する事項

二 複数の協力会社を使用する場合に あつては、当該協力会社で構成する協 力会社協議会等に関する事項
三 本社の管理に関する事項
四 本社の事務所内における事故防止 対策へ向けての取組み
五 本社の工事に対する取組み
六 本社の工事に対する取組み
七 本社の工事に対する取組み
八 本社の工事に対する取組み
九 本社の工事に対する取組み
十 本社の工事に対する取組み
十一 本社の工事に対する取組み
十二 本社の工事に対する取組み
十三 本社の工事に対する取組み
十四 本社の工事に対する取組み
十五 本社の工事に対する取組み
十六 本社の工事に対する取組み
十七 本社の工事に対する取組み
十八 本社の工事に対する取組み
十九 本社の工事に対する取組み

二 複数の協力会社を使用する場合に あつては、当該協力会社で構成する協 力会社協議会等に関する事項
三 本社の管理に関する事項
四 本社の事務所内における事故防止 対策へ向けての取組み
五 本社の工事に対する取組み
六 本社の工事に対する取組み
七 本社の工事に対する取組み
八 本社の工事に対する取組み
九 本社の工事に対する取組み
十 本社の工事に対する取組み
十一 本社の工事に対する取組み
十二 本社の工事に対する取組み
十三 本社の工事に対する取組み
十四 本社の工事に対する取組み
十五 本社の工事に対する取組み
十六 本社の工事に対する取組み
十七 本社の工事に対する取組み
十八 本社の工事に対する取組み
十九 本社の工事に対する取組み

二 複数の協力会社を使用する場合に あつては、当該協力会社で構成する協 力会社協議会等に関する事項
三 本社の管理に関する事項
四 本社の事務所内における事故防止 対策へ向けての取組み
五 本社の工事に対する取組み
六 本社の工事に対する取組み
七 本社の工事に対する取組み
八 本社の工事に対する取組み
九 本社の工事に対する取組み
十 本社の工事に対する取組み
十一 本社の工事に対する取組み
十二 本社の工事に対する取組み
十三 本社の工事に対する取組み
十四 本社の工事に対する取組み
十五 本社の工事に対する取組み
十六 本社の工事に対する取組み
十七 本社の工事に対する取組み
十八 本社の工事に対する取組み
十九 本社の工事に対する取組み

三 全ての施設及び設備について、設置以後の検査記録及び保全記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、及び保存されていること。

四 前各号の検査記録等の分析又は評価の結果により、施設及び設備ごとの経年変化が確実に把握され、また、修理の要否の判断、寿命の推定等に有効に活用されていること。

備考
本表中上欄二口の項目に係る下欄一の規定において、管理部門の一以上の部門が本社に設置され、事業所と密接不可分な組織を成し、かつ、明確な責任権限及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理部門を含めることができるものとする。

様式第1（第2条関係）

・新規登録
・登録登録
・登録削除
・登録登録

年月日

新規登録
登録登録
登録削除
登録登録

火薬類取扱業者登録申請書
年月日

新規登録登録登録登録

登録登録登録登録

登録登

様式第4(第7条関係)

× 諸費用支拂
× 諸費用支拂
× 諸費用支拂
× 諸費用支拂

火薬類製造地等変更許可申請書

年月日

名前	姓
本拠所所在町(電話番号)	
郵便番号	
(代理者)住所(電話番号)	
変更の種別	

記載用紙を複数枚提出する場合は、各用紙を記載し、提出用紙を記載すること。
参考 1 この用紙の大字3は、日本語要領A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第5(第8条、第14条関係)

× 諸費用支拂
× 諸費用支拂
× 諸費用支拂
× 諸費用支拂

火薬類製造地等変更許可申請書

年月日

名前	姓
本拠所所在町(電話番号)	
郵便番号	
(代理者)住所(電話番号)	
変更の種別	

記載用紙を複数枚提出する場合は、各用紙を記載し、提出用紙を記載すること。
参考 1 この用紙の大字3は、日本語要領A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第6(第10条関係)

× 諸費用支拂
× 諸費用支拂
× 諸費用支拂
× 諸費用支拂

火薬類製造地等変更許可申請書

年月日

名前	姓
本拠所所在町(電話番号)	
郵便番号	
(代理者)住所(電話番号)	
変更の種別	

記載用紙を複数枚提出する場合は、各用紙を記載し、提出用紙を記載すること。
参考 1 本欄に記載する場合は、次に記載する。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第7(第13条関係)

× 諸費用支拂
× 諸費用支拂
× 諸費用支拂
× 諸費用支拂

火薬類設置等許可申請書

年月日

名前	姓
本拠所所在町(電話番号)	
郵便番号	
(代理者)住所(電話番号)	
火薬庫の種類及び種別	
記載用紙の種類及び種別	
(移動文書を要する場合) (記載する場合は) ※	

記載用紙を複数枚提出する場合は、各用紙を記載し、提出用紙を記載すること。
参考 1 この用紙の大字3は、日本語要領A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。
3 新規を記載する場合は、新規を記載すること。
4 既存の施設について記載する場合は、施設の欄にその使用期間を記載すること。

様式第8（第14条の2関係）

用語 ① ニフタリルのへこみは、日本産業規格JIS L 8210による。
2 X用の欄は、記載しないこと。
3 2級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

様式第9（第35条関係）

様式規則第25条(略)	
大英語演説許可申請書	
登録料(別記) 請 定額料(別記) 請 用料(別記) 請 付料(別記) 請	年 月 日
(氏名) 請	
事務所所在地(郵便番号) 請	
職業(会社名又は社名) 請	
大英語の種類及び部数 請	
演説題(1題を多 く) 請	年 月 日
演説大綱(略) 請	年 月 日
演 講 演 講	年 月 日
演 講 演 講	年 月 日

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第10（第36条関係）

式第14(第36条関係)					
<table border="1"> <tr><td>・登録者名</td></tr> <tr><td>・登録年月日</td></tr> <tr><td>・登録事由</td></tr> <tr><td>・登録料金</td></tr> </table>		・登録者名	・登録年月日	・登録事由	・登録料金
・登録者名					
・登録年月日					
・登録事由					
・登録料金					
大蔵相應課可申込書					
年　月　日					
被取扱加算事 業指定の件					
内閣府大臣					
氏　名	性　別				
本務所所在(都道府県) 都　　道　　府					
市　　町　　村					
郵便番号					
本業種の種類及び品目 業　　品　　目					
課　　税　　目					
課　　稅　　目					
登録料金(支拂額)	年　月　日				
特記文(支拂額等)					
登録料金(支拂額等)					
請　　求　　事　　項					
請　　求　　事　　項					
請　　求　　事　　項					

備考 1 この用紙の大きさは、日本規格A4とすること。
2 X印の欄は、記載しないこと。

様式第11（第38条関係）

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

持株者登記番號	登記者名	登記者性別	登記者年齢	登記者誕生日
大業類	〔普通〕	〔男〕	〔女〕	〔年月日〕
大業類〔普通〕可付印或付印申請書				
年月日				
新規持株登記 既存持株登記				
(持株者)名				
氏名	性別	年齢	誕生日	(持株者)名
〔持株者〕持株登記内容				
1. 権利種別	持株	譲渡不可	譲受不可	
2. 庫	年			
3. 受付年月日	年月日			
中譯文	譯文			

別紙専付書類 中途の理由が廃棄許可證又は廢棄許可證の内換である
許可證

式様第14(第41号、第42号用)		(文書番号) 年月日	
完成検査申込書			
(書類名) 送付者名 郵便番号 住所 電話番号 取扱い業者名		(代理者名) 姓 名 性別 年齢 性別 年齢 性別 年齢 性別 年齢	
参考 1. この申請の内容は、日本郵便株式会社に下記と同様			

備考 1 この用紙の大きさは、日本版型規格A4とする。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 ()内は該当する一機関名を記載すればよい。

被保有者登記番号(第41条、第42条)		元	成	神	貴	御
年	月	日	年	月	日	年
被保有者又は大業者登記番号(第41条)		年	月	日	年	
登記年月日及び登記番号		年	月	日	年	
開	業	年	月	日	開	業
號	名	年	月	日	號	名
號	名	年	月	日	號	名
總	合				總	合

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格ASとすること。
2 検査番号の欄は、指定完成検査機関が交付する場合に限り記載すること。
3 () 内は該当する一機関名を記載すればよい。

備考 2 この用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第21（第44条の4関係）

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第22（第44条の6、第44条の8関係）

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 X用の欄は、記載しないこと。

様式第23（第44条の7、第44条の9関係）

株式第二四 (第四四条の一一関係)

様式第24(第44条の11関係)	
× 勘定科目 △ 勘定科目 年 月 日	
記入〔用紙〕 本表実施者変更 年 月 日	
経理部会大副 構 (代表的) 名	
名 称	
本社所在地(支店)	
製造所又は工場の所在地	
販売所又は支店の所在地	
年 月 日	
別紙交付書類 本表実施者の大きさは、日本実業規格A4とすること。 参考 1 この用紙の大きさは、日本実業規格A4とすること。 2 ×印の欄は、記載しないこと。	

様式第25 (第四四条の一四関係)

様式第25(第44条の14関係)	
× 勘定科目 △ 勘定科目 年 月 日	
〔企業法監督規則〕 監査監査の用紙 年 月 日	
名 称	
本社所在地(支店)	
製造所又は工場の所在地	
販売所又は支店の所在地	
年 月 日	
別紙交付書類 本表実施者の大きさは、日本実業規格A4とすること。 参考 1 この用紙の大きさは、日本実業規格A4とすること。 2 ×印の欄は、記載しないこと。	

様式第26 (第四四条の一四関係)

様式第26(第44条の14関係)	
× 勘定科目 △ 勘定科目 年 月 日	
〔監査監査の用紙〕 監査監査の用紙 年 月 日	
名 称	
本社所在地(支店)	
製造所又は工場の所在地	
販売所又は支店の所在地	
年 月 日	
別紙交付書類 本表実施者の大きさは、日本実業規格A4とすること。 参考 1 この用紙の大きさは、日本実業規格A4とすること。 2 ×印の欄は、記載しないこと。	

様式第27 (第四六条関係)

様式第27(第46条関係)	
× 勘定科目 △ 勘定科目 年 月 日	
火災賠償加入可申請書 年 月 日	
記述部承認書 構 (代表的) 名	
名 称	
本社所在地(支店)	
備 考	
(代表者) 佐藤氏 職務 小委員会委嘱及び監査 期 入 の 日 期 期 入 人 郵便番号及び住所 地 通 告 け ど き 地 郵便番号 地 記載文は原本を提出する場合は、記載文は原本を提出する場合は、火災保険におけるこの用紙より複数枚提出する場合は、火災保険におけるこの用紙より複数枚提出する場合は、 参考 1 この用紙の大きさは、日本実業規格A4とすること。 2 ×印の欄は、記載しないこと。	

様式第28（第47条関係）

様式第28(第47条関係)		×郵便番号 ×空欄
		年 月 日
郵送料金支拂人用		
指定者印の部		
名	姓	(代表的)氏
本 住 所		
郵便住所(地番記入)		
職 務		
(代表者の氏名) 佐治氏		
内 容		
大業種の種類及び登録番号		
被 入 手 取 手		
被 著 和 名		
被 著 代 表		
郵便文書取扱業者用		
備考 1 この用紙の大字は、日本郵便局宛A4とすること。 2 ×印の欄は、記載しないこと。		

様式第29（第48条関係）

様式第29(第48条関係)		×郵便番号 ×空欄
		年 月 日
郵送料金加算 指定者印の部		
(代表的)氏		
名	姓	(代表的)氏
本 住 所		
郵便住所(地番記入)		
職 務		
(代表者の氏名) 佐治氏		
内 容		
大業種の種類及び登録番号		
被 入 手 取 手		
被 著 和 名		
被 著 代 表		
大業種取扱業者用		
備考 1 この用紙の大字は、日本郵便局宛A4とすること。 2 ×印の欄は、記載しないこと。		

様式第30（第65条関係）

様式第30(第65条関係)		×郵便番号 ×空欄
		年 月 日
郵送料金加算 指定者印の部		
(代表的)氏		
名	姓	(代表的)氏
本 住 所		
郵便住所(地番記入)		
職 務		
(代表者の氏名) 佐治氏		
内 容		
大業種の種類及び登録番号		
被 入 手 取 手		
被 著 和 名		
被 著 代 表		
被著者用		
備考 1 この用紙の大字は、日本郵便局宛A4とすること。 2 ×印の欄は、記載しないこと。		

様式第31（第78条関係）

様式第31(第78条関係)		×郵便番号 ×空欄
		年 月 日
空欄用		
(代表的)氏		
名	姓	(代表的)氏
本 住 所		
郵便住所(地番記入)		
職 務		
(代表者の氏名) 佐治氏		
内 容		
大 事 日 期		義理字號
内 容		
内 容		
内 容		
別途付箋用		
被著者用		
備考 1 この用紙の大字は、日本郵便局宛A4とすること。 2 ×印の欄は、記載しないこと。 3 入力の範囲は、再印ないこと。 4 空欄を記入する場合は、既定の手順により受取手数料を納付し、伝入用紙等は、立ちなげこと。		

様式第32（第78条の2関係）

様式第32(第78条の2関係)		×郵便番号	年 月 日
申様 之様 内様 火災保 製品 保全業者名前交付申請書			
手数料に附 当する額の 収入印鑑			
(協 準 常 異 大 伝) 請 会員社法人全国火災保険支店会議			
年 月 日	年 月 日	氏 名	
参考 1 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。 2 ×印の欄は、記載しないこと。 3 収入印鑑は、書類にないこと。 4 支店が別途、領收印鑑を有する場合は、領收印鑑を記入すること。 付手数料を附し、収入印鑑等は、記入しないこと。			

様式第33（第78条の3関係）

様式第33(第78条の3関係)		×郵便番号	年 月 日
申様 之様 内様 火災保 製品 保全業者名前交付申請書			
手数料に附 当する額の 収入印鑑			
(協 準 常 異 大 伝) 請 会員社法人全国火災保険支店会議			
年 月 日	年 月 日	氏 名	
参考 2 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。			

様式第34（第78条の4関係）

様式第34(第78条の4関係)		×郵便番号	年 月 日
申様 之様 内様 火災保 製品 保全業者名前交付申請書			
手数料に附 当する額の 収入印鑑			
(協 準 常 異 大 伝) 請 会員社法人全国火災保険支店会議			
年 月 日	年 月 日	氏 名	
参考 1 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。 2 ×印の欄は、記載しないこと。			

様式第35（第78条の5関係）

様式第35(第78条の5関係)		×郵便番号	年 月 日
申様 之様 内様 火災保 製品 保全業者名前交付申請書			
手数料に附 当する額の 収入印鑑			
(協 準 常 異 大 伝) 請 会員社法人全国火災保険支店会議			
年 月 日	年 月 日	氏 名	
参考 1 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。 2 ×印の欄は、記載しないこと。 3 収入印鑑は、書類にないこと。 4 支店が別途、領收印鑑を有する場合は、領收印鑑を記入すること。 付手数料を附し、他の印鑑等は、記入しないこと。			

様式第36（第81条の11の3関係）

2. 人物の側は、記載しないこと。

様式第37（第81条の11の10関係）

2 X印の欄は、記載しないこと。

様式第38（第81条の11の11第1項関係）

地主姓名(姓氏)(1) / (名前)(2) / (年齢)(3) / (性別)(4)	
<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明	
配偶者姓名(姓氏)(1) / (名前)(2) / (年齢)(3) / (性別)(4)	
<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明	
指定扶養親族(被扶養者)の年齢(1) / (性別)(2)	
<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明	
年月日	
(被扶養者大父) (被扶養者父) (被扶養者母)	
(被扶養者夫)	
(被扶養者妻)	
集落規則の記入を省略しないで、本規則は法規第45条の29の規定により、次のとおり記入する。	
(被扶養者住所)(1) (被扶養者所有地)(2)	
財産登記簿に記入する旨(3)	
財産登記簿に記入する旨(4)	
参考 1 この規則の施行日は、日本農業規制法44とすること。	

2 X印の欄は、記載しないこと。

様式第39（第81条の11の11第2項関係）

株式会社(社名の11の11を記入欄)	
・ 会社登録番号	
・ 会社登録年月日	
指定元検査機関検査機関実況年月日申告書	
年 月 日	
(被検査機関名) (被検査機関住所)	
(代表者氏名) 名	
審査規則に規定する部品を受けたついで、大糸原鉄道法第45条の29項の規定により、 車両の定期検査を受けることを	
本 車 <input checked="" type="checkbox"/> 本 車 <input type="checkbox"/> 本 車 <input type="checkbox"/> 本 車 <input type="checkbox"/> 本 車 <input type="checkbox"/> 本 車 <input type="checkbox"/>	
別紙付記のとおりに、受け取った車両を用いて、定期検査を受けることを	
1. この車両は、日本車輌製造をとること。	

備考： ①この用語は日本で使用する用語である。
②×印の欄は、記載しないこと。

様式第41(第81条の11の15関係)

年	月	日
指定依存検査機関審査登録用紙		
(代表者の印)		
大蔵監査課が45条の10の規定により、完成検査の実施の(完全性)の(は)要(は)をしたいので、次のとおり届け出ます。		
氏名 事務所所在(支店) 会社名 住所(都道府県) 氏名(印) 会社名 会社名(印) 会社名(印)		
参考 1 この欄の大きさは、日本通運便函A4とすること。 2 ×印の欄は、記載しないこと。		

様式第41(第81条の11の15関係)

年	月	日
指定依存検査機関審査登録用紙		
(代表者の印)		
大蔵監査課が45条の10の規定により、完成検査の実施を受けたので、同法第45条の3第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
氏名 事務所所在(支店) 会社名 住所(都道府県) 会社名(印) 会社名(印) 会社名(印) 会社名(印)		
参考 1 この欄の大きさは、日本通運便函A4とすること。 2 ×印の欄は、記載しないこと。		

様式第42(第81条の11の22関係)

年	月	日
指定依存検査機関実況用紙		
(代表者の印)		
大蔵監査課が45条の2第2項において適用する同法第45条の2第2項の規定により、事務所所在地を変更するので、次のとおり届け出ます。		
氏名 事務所所在(支店) 会社名 住所(都道府県) 会社名(印) 会社名(印)		
参考 1 この欄の大きさは、日本通運便函A4とすること。 2 ×印の欄は、記載しないこと。		

様式第43(第81条の11の23第1項関係)

年	月	日
指定依存検査機関審査登録用紙		
(代表者の印)		
大蔵監査課が45条の2第2項において適用する同法第45条の2第2項の規定により、事務所所在地を変更するので、大蔵監査課は事務所の(新規2項)に(新規2項)にて進捗する同法第45条の2第2項の規定により、次のとおり届け出します。		
氏名 事務所所在(支店) 会社名 住所(都道府県) 会社名(印)		
参考 1 この欄の大きさは、日本通運便函A4とすること。 2 ×印の欄は、記載しないこと。		

様式第47（第82条関係）

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第47の2（第82条関係）

様式第47(2)の記入用紙		新規登録	
		年	月
報告書ID:新規登録番号			
年 月 日			
技術面審査会 職		担当技術者名	
姓	名	姓	名
監査対象会社名:大同電機株式会社			
監査実施日:2024年3月15日			
監査目的:定期監査			
監査範囲:会計監査			
監査結果:問題なし			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。
3 事務の内容及び事務の結果については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

様式第48（第88条関係）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A5とすること。

様式第49（第89条関係）

様式第49(第89条関係)	
第 1 頁	
9.4センチメートル	
<p style="text-align: center;">写真貼付面</p>	
<p style="text-align: center;">第 1 号</p>	
職 氏 名 生年月日	
火災類取法第43条第4項の規定による	
立 入 檢 查 証	
年 月 日 発行	
有効期間	
	
(経済産業大臣 消防庁安全部長 都道府県知事 指定市長の 印)	

